



ZERO CARBON
HOKKAIDO
KYOGOKU

京極町地球温暖化対策実行計画
(区域施策編)

令和7年6月

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1-1 計画の目的	1
1-2 計画の位置づけ	1
1-3 計画期間・目標年度.....	1
第2章 計画策定の背景	2
2-1 気候変動の影響	2
2-2 地球温暖化の将来予測.....	3
2-3 地球温暖化対策をめぐる国際的な動向.....	4
2-3-1 パリ協定	4
2-3-2 SDGs（持続可能な開発目標）.....	4
2-4 地球温暖化対策をめぐる国内の動向.....	5
2-5 北海道の地球温暖化対策.....	6
2-6 京極町の地球温暖化対策の状況.....	7
2-6-1 ゼロカーボンシティの宣言.....	7
2-6-2 京極町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定.....	7
2-6-3 第6次京極町総合計画との関連.....	8
2-6-4 その他の計画との関連.....	8
第3章 京極町の地域特性	9
3-1 自然的特性	9
3-1-1 町域	9
3-1-2 地勢	9
3-1-3 気候	10
3-1-4 河川及び湖沼の状況.....	11
3-1-5 森林の状況	12
3-2 経済的特性	14
3-2-1 町の財政状況	14
3-2-2 産業別就業者数.....	15
3-2-3 産業別付加価値額.....	16
3-2-4 支出	17
3-2-5 農業産出額	19
3-2-6 製造業の製造品出荷額等.....	20
3-3 社会的特性	21
3-3-1 人口の推移	21
3-3-2 将来の人口推計.....	22
3-3-3 一般廃棄物の排出状況.....	23
3-3-4 自動車車両台数の状況.....	23
3-3-5 土地利用状況	24
3-3-6 景観について	25
第4章 京極町の温室効果ガス排出量の現状	26
4-1 温室効果ガス排出量の把握.....	26
4-2 前提条件	26
4-2-1 推計方法	26
4-2-2 温室効果ガス排出量の算定年度.....	26
4-2-3 対象とする温室効果ガス.....	27
4-2-4 対象部門	27
4-3 温室効果ガス排出量の推移.....	28
4-4 部門・分野別の温室効果ガス排出量.....	29
4-5 温室効果ガス吸収量.....	30

第5章 温室効果ガス排出量の将来推計	31
5-1 温室効果ガス排出量の将来推計	31
5-2 将来的な温室効果ガスの排出量（現状趨勢）	33
5-3 温室効果ガス排出量の将来推計	33
5-4 推計結果	34
5-5 目標年に必要な温室効果ガス削減量	35
第6章 地域の脱炭素シナリオ・将来ビジョン	36
6-1 脱炭素シナリオ	36
6-2 課題	37
6-3 再生可能エネルギー導入目標	38
6-3-1 再生可能エネルギーの導入状況	38
6-3-2 再生可能エネルギーの導入可能量の把握	40
6-3-3 再生可能エネルギー導入可能量	42
6-3-4 再生可能エネルギーの導入可能性評価	44
6-3-5 必要な再生可能エネルギー導入量	45
6-3-6 再エネの導入目標	46
第7章 削減目標達成に向けた取組	48
7-1 将来ビジョン	48
7-2 ゼロカーボンに向けたロードマップと施策の展開	50
7-3 具体的な施策	56
7-3-1 役場庁舎周辺マイクログリッド化	56
第8章 計画の推進体制・進行管理	57
8-1 推進体制	57
8-2 進行管理	57
第9章 資料編	58
9-1 町民・事業者アンケート調査	58
9-1-1 概要	58
9-1-2 町民アンケート調査結果	58
9-1-3 事業者アンケート調査結果	62
9-2 町内事業者ヒアリング調査	67
9-2-1 概要	67
9-2-2 町内事業者ヒアリング結果	67
9-3 北海道景観条例に基づいた届出対象行為	70

第1章 計画の基本的事項

1-1 計画の目的

本町は、令和4年3月に、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、町民・事業者・町が一体となって地球温暖化対策に取り組むことを決意しました。

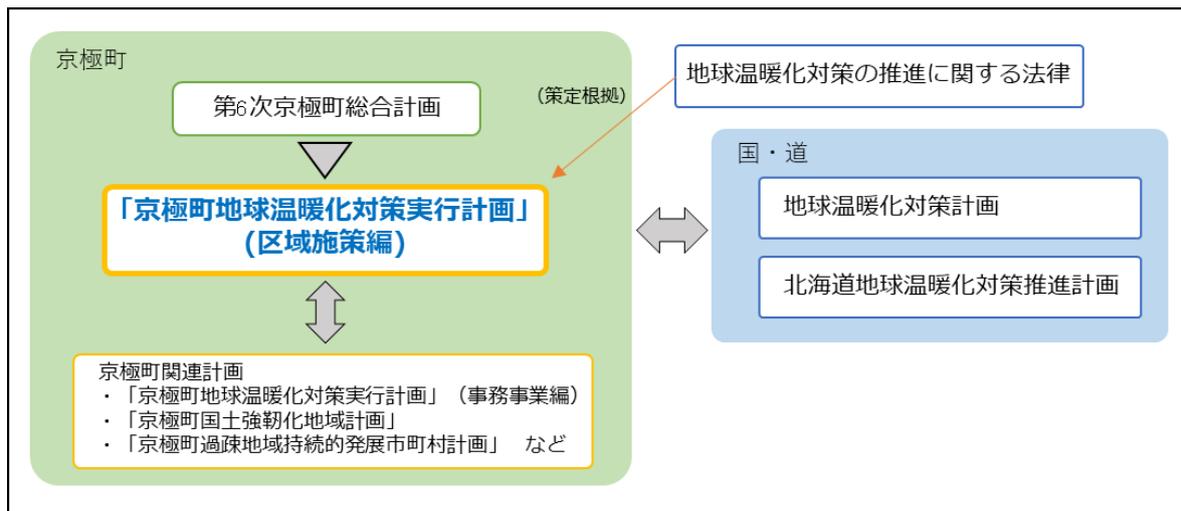
本計画では、本町の現状と地域特性を踏まえ、脱炭素社会の実現に向けた将来のビジョンを提示します。また、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入の目標を設定し、町民・事業者・町のそれぞれが果たすべき役割に基づき、具体的な取組と基本方針を総合的かつ計画的に示します。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」第19条に基づき、「地方公共団体実行計画（区域施策編）」として策定します。

また、本町の上位計画や関連計画と連携し、地球温暖化対策を推進します。さらに、本計画の推進にあたっては、国や北海道の方針・計画との整合性を確保します。

計画の位置付けの概要図



1-3 計画期間・目標年度

本計画の計画期間は2024年から2030年までの6年間とします。目標年度を、2030年度とし、「ゼロカーボンシティ」の達成年である2050年度を長期目標年度と位置づけます。

基準年度は、国の地球温暖化対策計画に準じ、2013年度とします。

計画期間・目標年度・基準年度

計画期間	2024年～2030年
目標年度	2030年度 2050年度（長期目標）
基準年度	2013年度

第2章 計画策定の背景

2-1 気候変動の影響

気候変動は、その深刻な影響から、人類の生存基盤に関わる安全保障上の課題とされ、最も重要な環境問題の一つとして認識されています。すでに世界各地で、平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇といった変化が観測されています。

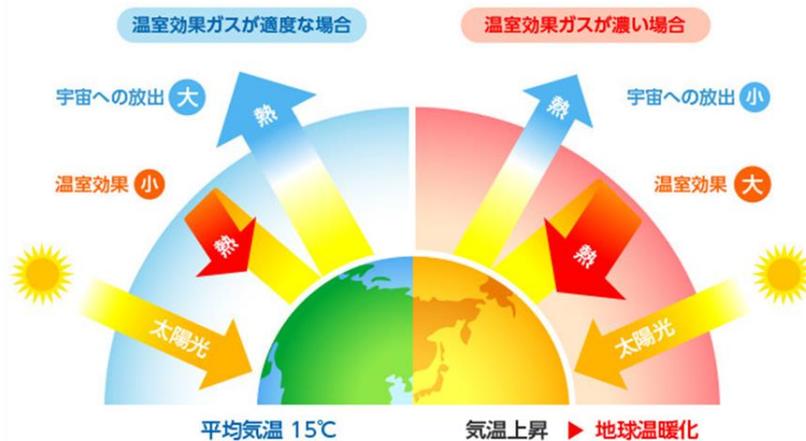
令和3年8月に公表されたIPCC（気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書では、人間活動が大気、海洋、陸域の温暖化を引き起こしていることが「疑う余地のない事実」とされています。また、大気、海洋、雪氷圏、生物圏において広範囲かつ急速な変化が進行していることが明らかにされました。

さらに、気候システムの多くの変化についても報告されており、極端な高温や豪雨の頻度・強度の増加、いくつかの地域での強力な熱帯低気圧の割合の増加といった現象が地球温暖化の進行とともに拡大していくことが指摘されています。このような猛暑や豪雨のリスクは、温暖化が進むほどさらに高まると予測されています。

地球温暖化のメカニズム

地球は太陽からの放射エネルギーを大気や地表によって吸収しており、そのうち、地表によって吸収されたエネルギーを宇宙に放出しています。この際、放出されるエネルギーの一部は、大気中に含まれる二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、フロン類などの「温室効果ガス」によって吸収され、地球の表面や大気を温めます。これが自然な温室効果であり、地球の気温を生命が生存できる範囲に保つ役割を果たしています。

産業革命以降、人間活動、特に化石燃料の燃焼、森林破壊、農業などによって大量の「温室効果ガス」が排出され、大気中の「温室効果ガス」の濃度が急激に上昇したため、地球から宇宙に放出されるはずの熱エネルギーが大気中に留まり、地球全体の平均気温が上昇、すなわち地球温暖化が進行しているとされています。



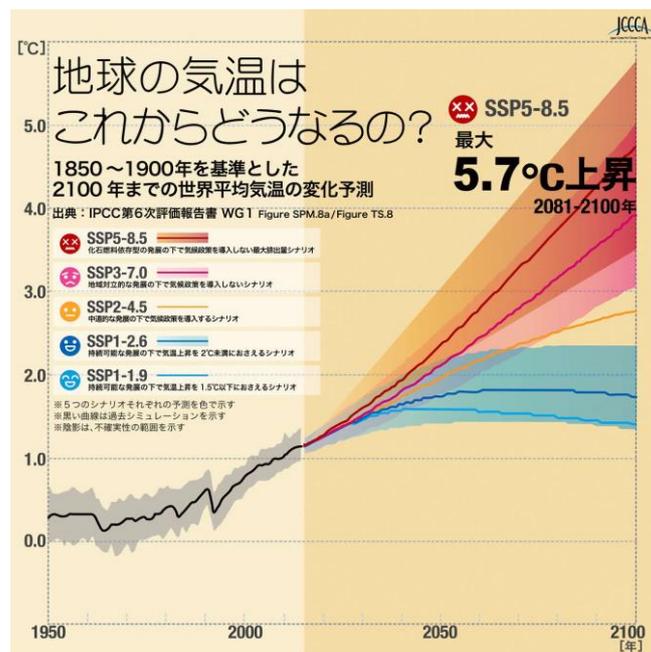
出典：（一社）日本ガス協会HP <https://www.gas.or.jp/kankyo/taisaku/ondanka/>

2-2 地球温暖化の将来予測

IPCC第6次評価報告書によると、21世紀末（2081～2100年）の世界の気温は、取り組む温暖化対策の強度によって大きく異なるとされています。

- ・現状を上回る温暖化対策を取らなかった場合のシナリオ（RCP8.5シナリオ）
→世界の平均気温は、2.6～4.8℃上昇する可能性が高いと予測されています。
- ・強力な温暖化対策を取った場合（RCP2.6シナリオ）
→世界の平均気温上昇は、0.3～1.7℃に抑えられる可能性が高いとされています。

これらの予測は、温暖化対策の重要性を示しており、猛暑や豪雨、海面上昇など気候変動のリスクを最小限に抑えるために、各地域が積極的な対策を講じる必要があることを強調しています。



2-3 地球温暖化対策をめぐる国際的な動向

2-3-1 パリ協定

平成27年、フランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、法的拘束力を持つ国際的な合意文書「パリ協定」が採択され、

- ・世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、さらに1.5℃に抑える努力を追求する
- ・できるかぎり早く世界の温室効果ガスの排出量をピークアウトし、21世紀後半には、温室効果ガス排出量と森林などによる吸収量のバランスをとる

等の目標が掲げられました。

加盟国は、各々自主的に温室効果ガスの削減目標を設定し、その目標に基づいた行動計画を策定・実行することが義務付けられています。この協定を契機に、世界各国は脱炭素社会の実現に向けた具体的な取り組みを進めています。

2-3-2 SDGs（持続可能な開発目標）

平成27年9月、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。このアジェンダは、2030年までに貧困を撲滅し、持続可能でより良い世界を実現することを目指し、17の目標と169のターゲットで構成されており、目標の中には、

- ・目標13：気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じること。
- ・目標15：持続可能な森林管理の推進や、陸域生態系の保全・回復。

等の地球温暖化に係る目標が含まれており、気候変動への対応を社会全体の課題と位置づけ、各国や地域が具体的な行動をとることを促しています。

17の持続可能な開発目標



出典：国際連合広報センターホームページ (<https://www.unic.or.jp>) より

2-4 地球温暖化対策をめぐる国内の動向

令和2年10月、第203回臨時国会において、当時の総理大臣である菅総理より「2050年にカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言されました。その後、令和3年4月には地球温暖化対策推進本部及び米国主催の気候サミットにおいて、「2050年目標と整合する、より野心的な目標」として、2030年度に温室効果ガスを2013年度比で46%削減することを目指し、さらに50%削減への挑戦を続けることが表明されました。

それ以前の削減目標は、2030年度に2013年度比で26%削減、2050年までに80%削減するというものでしたが、今回の宣言はカーボンニュートラルの達成時期を大きく前倒しするものとなっています。これを受け、従来の地球温暖化対策計画の見直しを行い、2021年10月に閣議決定されました。

この計画は、地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画で、温室効果ガスの排出抑制及び吸収の量に関する目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について記載されており、徹底した省エネルギーや再生可能エネルギーの最大限の導入、公共部門や地域の脱炭素化など、あらゆる分野ででき得る限りの取組を進めることとしています。

また、脱炭素社会を目指す動きは地方公共団体にも広がっており、2022年9月30日時点で785自治体（43都道府県、459市、20特別区、224町、39村）が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明しています。

国の地球温暖化対策計画の改定

■ 地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画

「2050年カーボンニュートラル」宣言、2030年度46%削減目標[※]等の実現に向け、計画を改定。

※我が国の中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省脱炭素ポータルウェブサイトより

(https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/topics/20211028-topic-15.html)

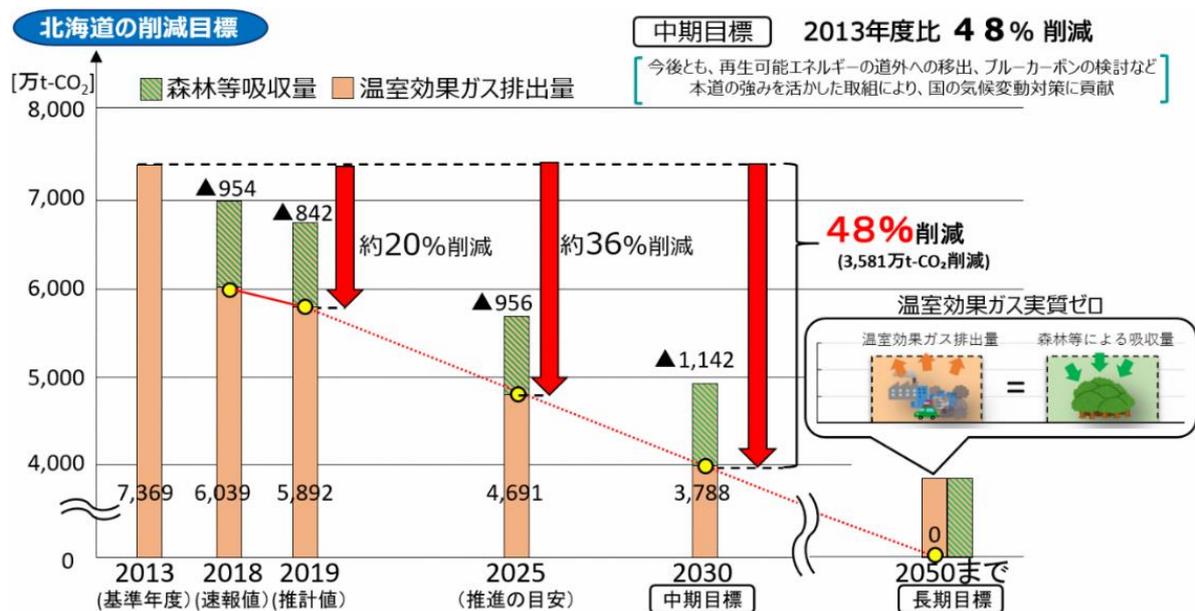
2-5 北海道の地球温暖化対策

北海道では、気候変動問題に長期的な視点で取り組むため、令和2年3月に「2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロをめざす」ことを表明しています。

令和3年3月には、「北海道地球温暖化対策推進計画（第3次）」を策定しており、国の地球温暖化対策計画を踏まえ、2030年度までに温室効果ガス排出量を2013年度比で48%（3,581万t-CO₂）削減することを目標として定めています。

この計画では、気候変動問題の解決と世界に誇る北海道の創造に向けて、北海道が有する豊かな自然や地域資源を利用した再生可能エネルギーと広大な森林などの吸収源の最大限の活用により、脱炭素化と経済の活性化や持続可能な地域づくりを同時に進めるとしています。これに加え、「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画」や「北海道森林吸収源対策推進計画」などの関連する計画とも一体化し、より効果的な施策を推進しています。

北海道の削減目標



出典：北海道ゼロカーボン北海道推進計画概要版
 (<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/zcs/ontaikeikakukaitei.html>) より

北海道の温室効果ガス排出抑制等の主な対策・施策

取組の基本的な考え方

- 地域の脱炭素化と経済の活性化、レジリエンス向上の同時達成
- 再生可能エネルギーや森林など本道の豊かな地域資源を最大限活用
- ゼロカーボンに向けた認識の共有、意識の醸成、ライフスタイルや事業活動等の脱炭素社会に向けた自発的転換の促進
- 環境と経済が好循環するグリーン社会の構築

重点的に進める取組

<p>多様な主体の協働による社会システムの脱炭素化</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへ転換 ✓ 地域の脱炭素化 ✓ 交通・物流の脱炭素化 ✓ 「グリーン×デジタル」の一体的な推進 ✓ ZEB, ZEHの普及など建築物の脱炭素化推進 ✓ 持続可能な資源利用推進 ✓ 革新的イノベーションによる創造 ✓ 気候変動への適応 	<p>豊富な再生可能エネルギーの最大限の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域特性を生かしたエネルギーの地産地消の展開 ✓ ポテンシャルの最大限活用に向けた関連産業の振興 	<p>森林等の二酸化炭素吸収源の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 森林吸収源対策 ✓ 農地土壌吸収源対策 ✓ 都市緑化の推進 ✓ 自然環境の保全 ✓ 水産分野における取組
---	--	---

出典：ゼロカーボン北海道推進計画概要版
 (<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/tot/ontaikeikakukaitei.html>) より

2-6 京極町の地球温暖化対策の状況

2-6-1 ゼロカーボンシティの宣言

令和4年3月11日の京極町議会第1回定例会「町政執行方針」において、2050年までに温室効果ガスの排出量から、森林・植物などによる吸収量を差し引いて、排出量の合計を実質的にゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言しました。

～ゼロカーボンシティ宣言より抜粋～

「現代社会の様々な課題を解決していくためには、持続可能な社会の構築に向けてSDGsの推進やゼロカーボンの実現を目指す取組を進めていくことが求められています。このようなことから、再生可能エネルギーへの転換、新たな生活様式への変容、さらに吸収源である豊かな森林資源の保全にも力を注ぎ、2050年における温室効果ガス排出量実質ゼロを目指します。」

2-6-2 京極町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定

令和4年3月に、「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」第21条第1項に基づき、京極町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定しました。

計画では、京極町の事務及び事業事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量を、2030年度までに50%削減（2020年度比）することを目標として掲げており、電気使用量や灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減を重点的に取り組むとしています。

京極町の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量の削減目標

温室効果ガスの総排出量の削減目標項目	基準年度（2020年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガス総排出量	3,174t-CO ₂	1,587t-CO ₂
削減率	—	50%

目標達成に向けた取組

分類	概要	取組
①職員の啓発・行動	職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入法や環境配慮契約法に基づく取組を推進 ・照明器具やOA機器、給湯・暖房機器等などの適切な運用・利用 ・ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整 ・空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上 ・エコドライブの実践や近距離移動時の公用車利用を削減 ・職員に対し、地球温暖化対策に関する研修を実施 ・夏季のクールビズ、冬季のウォームビズを推進 ・ワークライフバランスを確保し、計画的な定時退庁の実施による超過勤務を縮減 ・書類の電子化等を活用し、ペーパーレス化を推進
②施設設備等の運用改善・更新時や建替え等における取組	現在保有している施設設備等の運用方法の見直しを行います。また、新たに設備を導入する際や更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入し省エネルギー化を推進するとともに、再生可能エネルギーを積極的に導入します。	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の省エネ対策の徹底（新築・増改築含む） ・LED照明などの設備更新 ・燃費効率の良い公用車への買い替えの実施 ・太陽光発電や地中熱、小水力発電などの再生可能エネルギーの導入検討 ・災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池や燃料電池の導入検討
③町民・事業者と連携した取組	本計画の取組や実施状況を公表し、積極的な情報提供・発信を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・町民に対し、地球温暖化対策に関するセミナーを実施 ・森林整備等による吸収源対策の実施 ・公園整備や公共空間の緑化等の推進

2-6-3 第6次京極町総合計画との関連

第6次京極町総合計画の基本構想にSDGsの推進やゼロカーボンの実現を掲げており、2030年度までに2013年度比で48%削減することを目標として掲げています。基本目標1に「次世代につなげるまちづくり（環境・エネルギー）」を掲げ、ゼロカーボン・脱炭素社会の実現を目指すために温室効果ガスの吸収源である豊かな森林を適切に保つとともに、再生可能エネルギーの活用やエネルギー対策に取り組むとしています。

～第6次京極町総合計画より抜粋～

地球温暖化対策を事業者、町民と一体となって実施し、脱炭素に向けた取組により、地域内で経済を循環させ地域課題の解決及び地域の魅力を向上させることを目指します。

公共施設・公共インフラにおける更新・改修時の省エネ性能の向上と再エネ・創エネ及び蓄電池等設備の導入を進めるとともに、地域の住宅・建築物に対しても、再エネ・創エネや蓄エネのメリット等をわかりやすく情報発信し、持続可能で豊かな暮らしを実現できる地域づくりを行います。

町民一人ひとりが地球温暖化対策へ取り組めるよう、日常生活の中での行動変容を促し、「社会」や「暮らし」を段階的に脱炭素へと移行していけるような支援を行います。

- ・再エネ等の地域資源の活用
- ・非常時のエネルギー源の確保
- ・地域内循環経済への移行
- ・公共施設等への省エネ・再エネ・創エネ・蓄エネ設備の導入
- ・町民への情報発信

2-6-4 その他の計画との関連

○京極町森林整備計画

「京極町森林整備計画（令和5年）」の「森林整備の基本方針、地域の目指すべき森林資源の姿」において、地球温暖化の防止に果たす役割並びに地球温暖化に伴い懸念される豪雨の増加等の自然環境の変化を考慮し、適正な森林施業の面的な実施や森林保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進することとしています。

○京極町国土強靱化地域計画

「京極町国土強靱化地域計画（令和3年）」の「リスクシナリオ18 起きてはならない最悪の事態」において、ライフラインの確保の手段として再生可能エネルギーの導入を検討することとしています。

○京極町過疎地域持続的発展市町村計画

「京極町過疎地域持続的発展市町村計画（令和3年）」の「京極町の過疎の状況」において、CO₂排出量・吸収量など現状を把握し、CO₂排出削減事業に取り組むカーボンニュートラルの実現に向けて再生エネルギーの活用を推進することとしています。

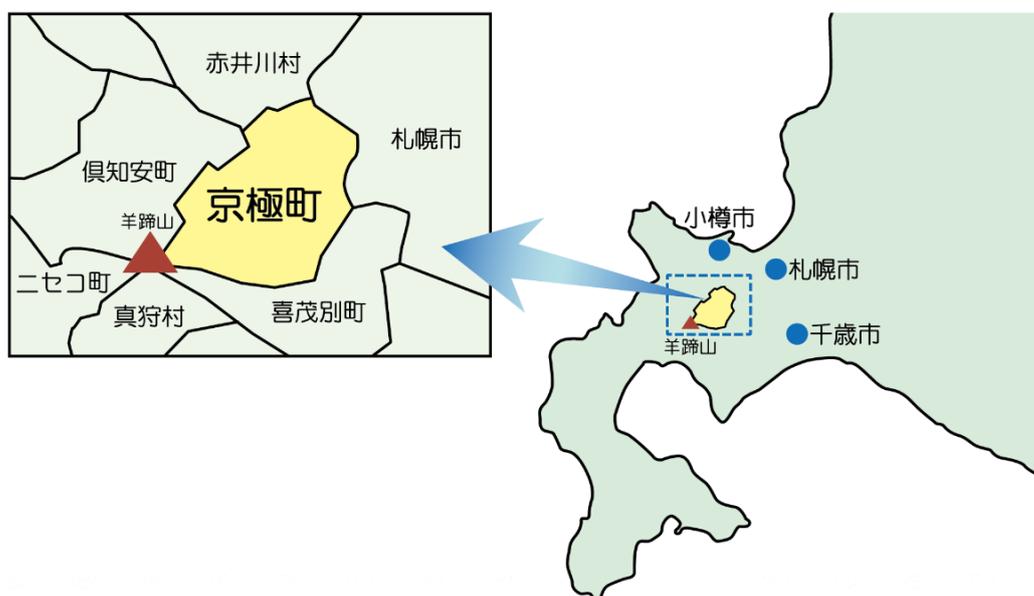
第3章 京極町の地域特性

3-1 自然的特性

3-1-1 町域

本町は、北海道の西部、後志総合振興局管内の東部、羊蹄山の東山麓に位置し、東西 14.3km、南北 13.8km で総面積は 231.49k m²です。東は無意根連峰を境に札幌市、西は倶知安町、南は喜茂別町、北は赤井川村と隣接しています。羊蹄山の山頂は、本町を含む 5 町村（京極町、喜茂別町、真狩村、ニセコ町、倶知安町）にまたがります。

京極町の位置図



3-1-2 地勢

山岳・丘陵地が大部分を占め、平坦地は尻別川とワッカタサップ川との間に広がる沖積地及びペーペナイ川流域に限られています。役場所在地の標高は約 228m で、その他の平坦地は概ね 250～400m となっており、畑作地帯が広がっています。

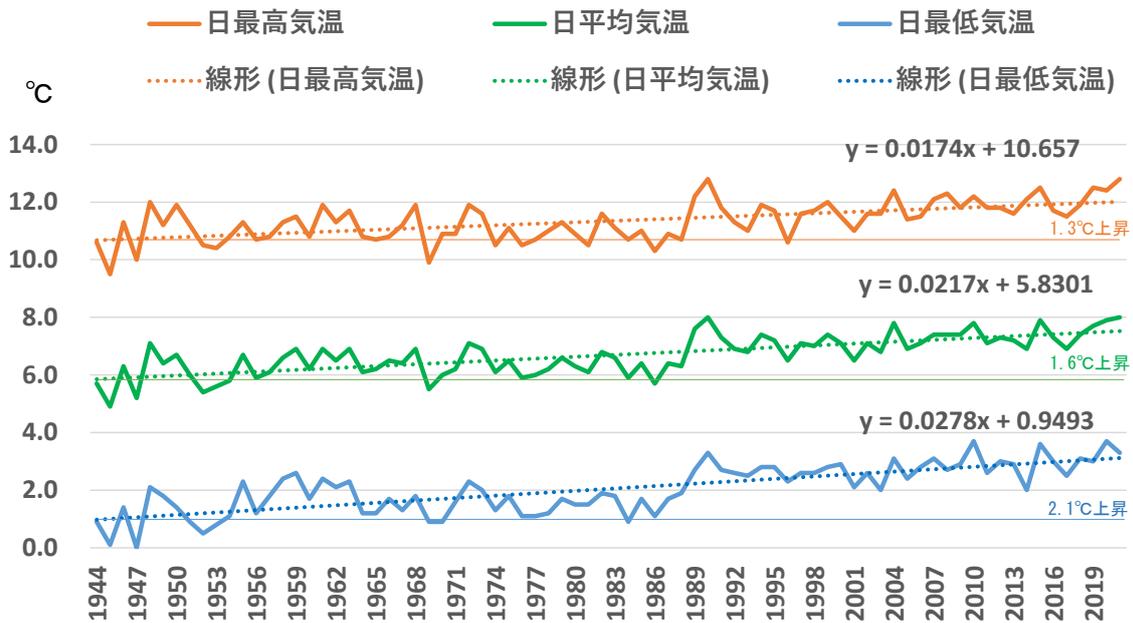
土質は、後志火山地域に属し、主に第四紀火山噴出物の輝石安山岩から成ります。尻別川流域は沖積系で、その他の地域の 70% は洪積系土壌です。土壌は、主に埴壤土で一部に砂壤土がありますが、標高が高い地域では礫を多く含み、全体的に強酸性の土壌が分布しています。

3-1-3 気候

本町の気候は、内陸型で夏季は南東風の影響により温暖ですが、日中と夜間の気温差が大きいことが特徴です。また、南西部にそびえる羊蹄山の影響で、農耕期後半には日照不足に見舞われやすい地域でもあります。さらに、11月下旬には根雪となり、雪解けは4月下旬から5月上旬頃まで続き、道内でも有数の豪雪地帯として知られています。

本町に最も近い気象観測所である倶知安特別地域気象観測所（約10km）で得られた観測結果によれば、本町の日平均気温は、1944年から2020年までの間に、約1.6℃上昇しており、温暖化の影響を受けていると考えられます。

1944年～2020年の平均気温の推移



出典：「過去の気象データ検索」（気象庁 HP）から作成

1991年～2020年の地上気象観測結果

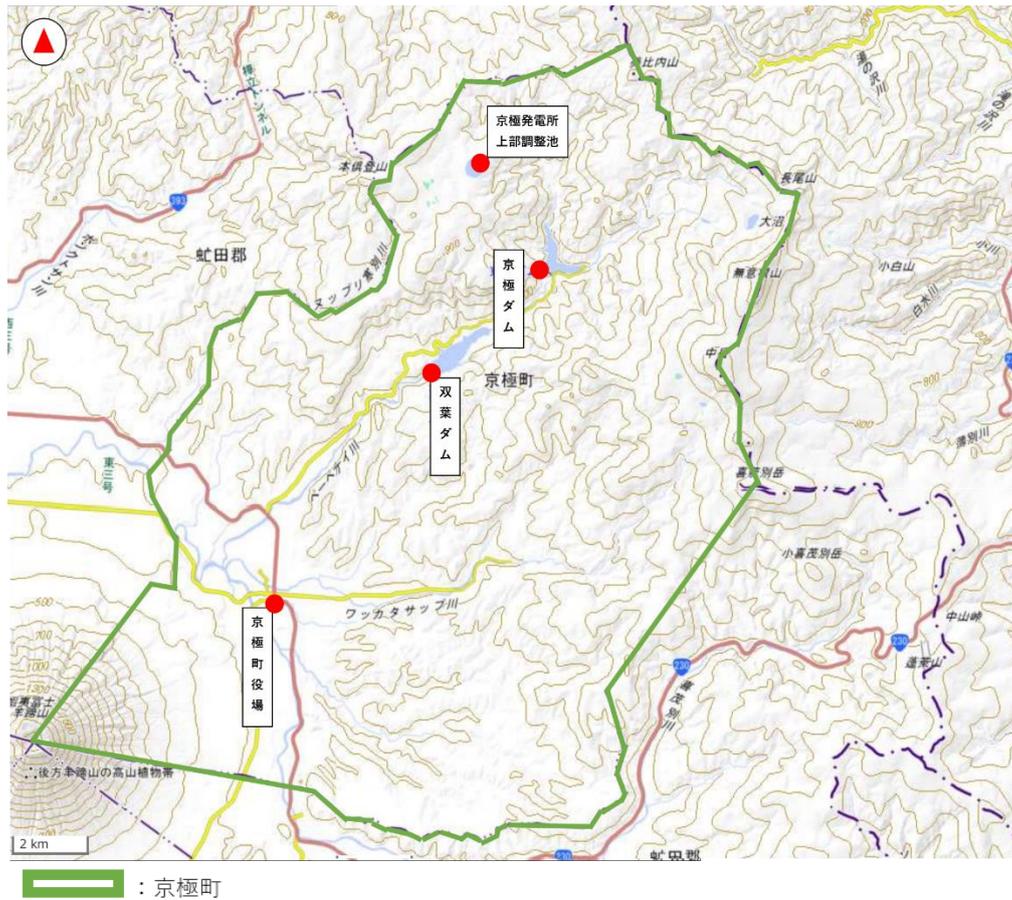
要素名	平年値	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温 (°C)	7.2	-5.4	-4.9	-1.0	4.9	11.2	15.6	19.7	20.6	16.4	9.7	2.9	-3.1
最高気温の平均 (°C)	11.8	-2.0	-1.0	3.0	9.8	16.9	20.9	24.4	25.4	21.7	15	6.9	0.0
最低気温の平均 (°C)	2.8	-9.6	-9.4	-5.7	0.1	6.0	11.3	16.1	16.7	11.3	4.5	-1.0	-6.8
平均風速 (m/s)	3.1	2.9	3.1	3.3	3.3	3.5	3.3	3.1	2.8	2.6	2.8	3.1	3.0
最多風向	南南西	北西	西北西	北西	南南西	南南西	南南西	南南西	南南西	北西	南南西	南南西	南南西
日照時間の合計 (t)	1441.4	47.0	65.1	121.1	173.3	189.9	169.7	144.5	149.5	149.3	127.8	65.5	38.8
降水量の合計 (mm)	1532.3	184.5	129.4	98.3	67.1	75.8	59.9	102.3	153.1	133.3	128.2	182.8	217.7
降雪の深さ合計 (cm)	921	253	187	122	17	---	---	---	---	---	2	95	253
最深積雪 (cm)	183	155	181	170	101	---	---	---	---	---	1	36	99

出典：「過去の気象データ検索」（気象庁 HP）から作成

3-1-4 河川及び湖沼の状況

本町には、様々な河川があり、また、その中でもペーペナイ川の流域には、地域の治水・利水に重要な役割を果たす双葉ダムが位置しています。また、ペーペナイ川と美比内川の合流点には、京極発電所の下部調整池として機能する京極ダムがあります。このダムは、発電を目的とした揚水式発電システムの一環として利用され、発電所運営において不可欠な設備です。一方、美比内川の支流である溪谷川流域には、京極発電所の上部調整池が設置されています。この上部調整池は、京極ダムから揚水された水を貯留する施設であり、溪谷川からの自然流入水は含まれていません。これにより、揚水発電に必要な水資源が効率的に管理されています。

京極町の河川施設の位置図



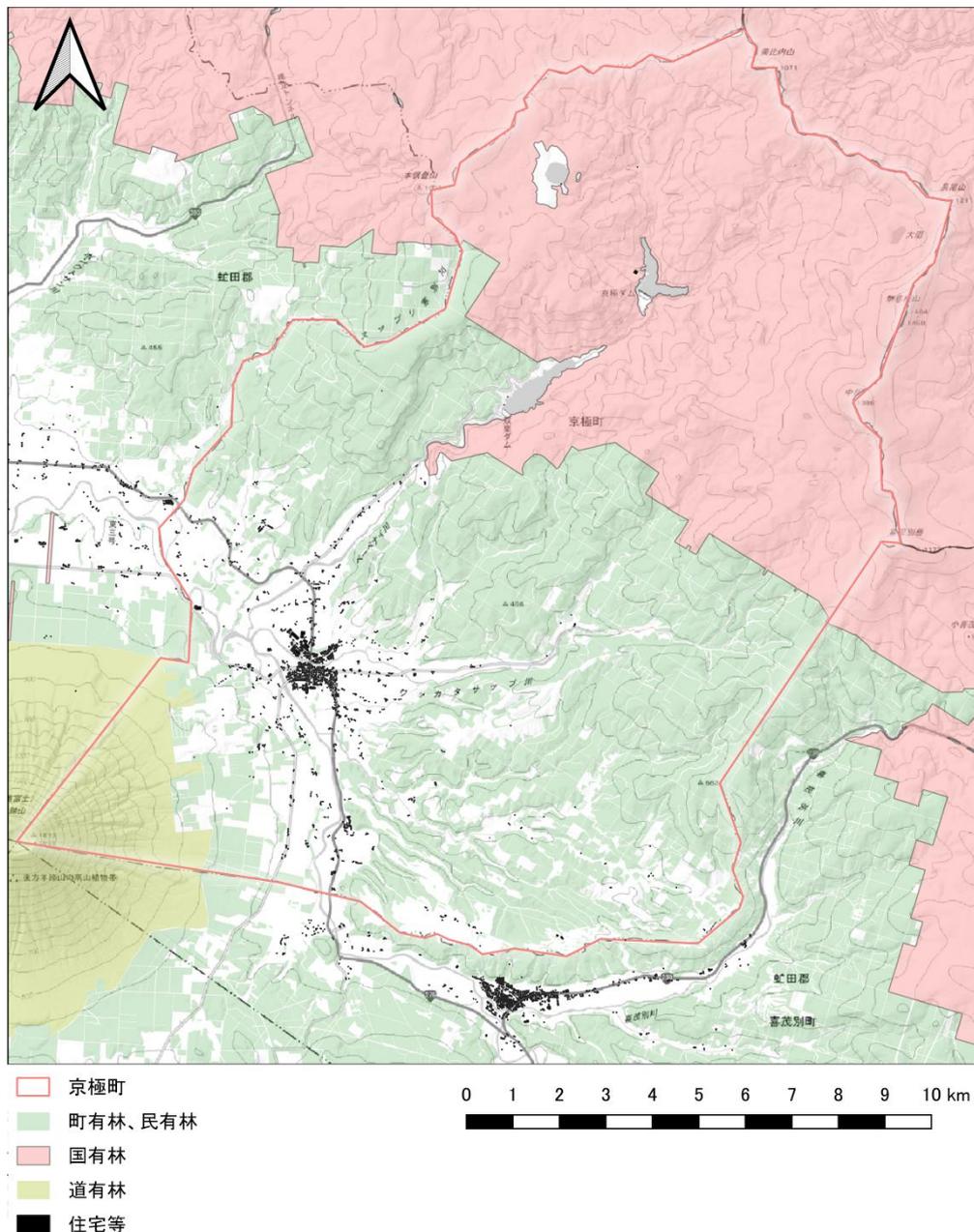
出典：「国土地理院」から作成

3-1-5 森林の状況

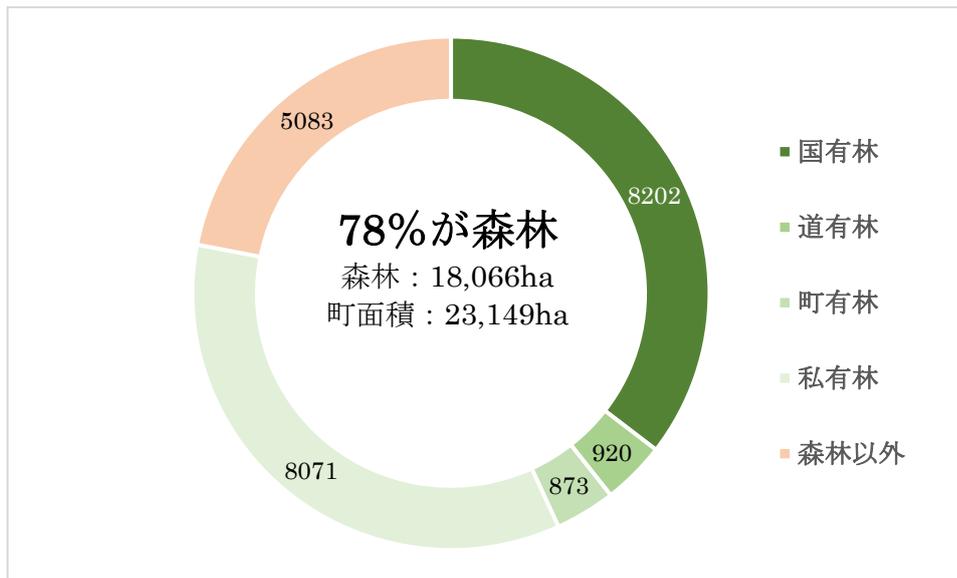
本町の面積の約78%（23,149ha中、18,086ha）が森林で占められており、平坦部の住宅地や農地を除くほとんどの範囲が森林地域となっています。地形や所有形態により分けられ、北部は主に国有林、南西部の羊蹄山周辺は道有林、それ以外の地域には町有林および民有林が広く分布しています。この森林資源は、本町の自然環境を支える基盤であり、地域経済や環境保全にも重要な役割を果たしています。

本町の森林面積の中で、木材の蓄積量（材積）は近年増加傾向にあります。材積は2015年（平成27年）以降、緩やかに増加しており、本町の森林は地球温暖化対策の観点からも重要な役割を担っており、適切な管理と活用を行うことで、さらなるCO2吸収効果が期待されます。

森林分布図

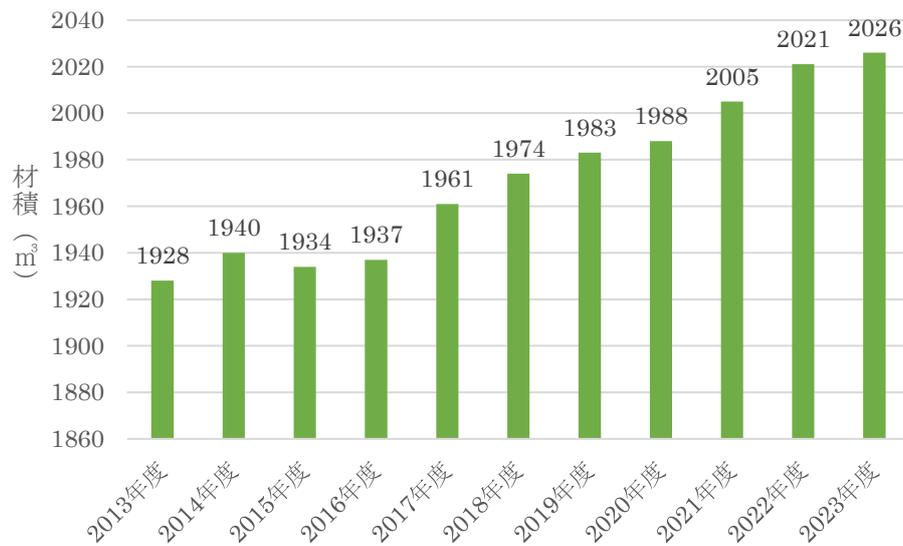


森林面積の割合



出典：「北海道林業統計」より作成

材積の推移



出典：「北海道林業統計」より作成

3-2 経済的特性

3-2-1 町の財政状況

令和2年度一般会計決算では、町税が自主財源の約40%を占め、特に固定資産税は平成27年稼働の水力発電所による収入が大きく寄与しています。しかし、人件費や修繕費の増加により、経常収支比率は平成28年度以降5年連続で上昇し、財政の弾力性が低下しています。

また、「過疎地域対策緊急措置法」に基づく支援を受けてきましたが、令和3年の「過疎地域持続的発展支援法」により京極町は過疎地域から除外され、令和9年度以降は過疎対策事業債が利用できなくなります。

今後、町税を中心に自主財源の確保を進め、国や道の補助金、地方債、ふるさと納税の活用など多様な財源確保に取り組む必要があります。

歳入額の推移



出典：「第6次京極町総合計画」（京極町）より抜粋

歳出額の推移

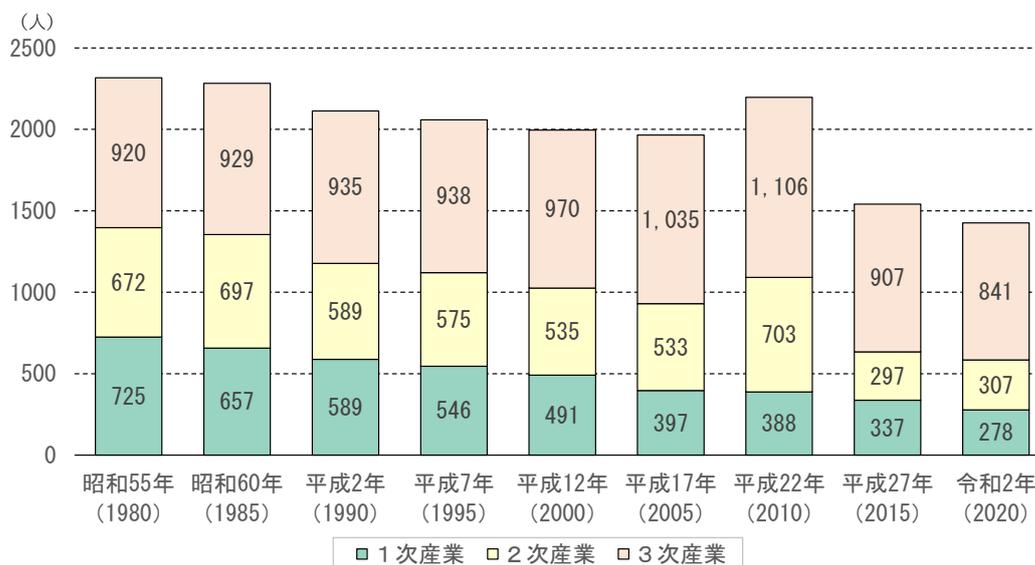


出典：「第6次京極町総合計画」（京極町）より抜粋

3-2-2 産業別就業者数

産業別就業人口の推移を。第二次産業従事者は、平成22年には水力発電所建設に伴う工事関係者の増加により700人を超えましたが、工事完了後の平成27年以降は約300人となっており、減少しています。また、産業部門における業種別の従業者数は北海道全体の約0.07%となっています。

産業別就業人口の推移



出典：「第6次京極町総合計画」（京極町）及び「2020年度国勢調査」（総務省統計局）

産業部門における業種別の従業者数

業種	従業者数		北海道に占める京極町の 就業者数の割合
	北海道	京極町	
製造業	200,880	199	0.10%
建設業・鉱業	190,693	188	0.10%
農林水産業	44,181	105	0.24%
業務その他部門	2,009,602	1,234	0.06%
合計	2,445,356	1,726	0.07%

出典：「平成26年度経済センサス（基礎調査）」※（総務省統計局）

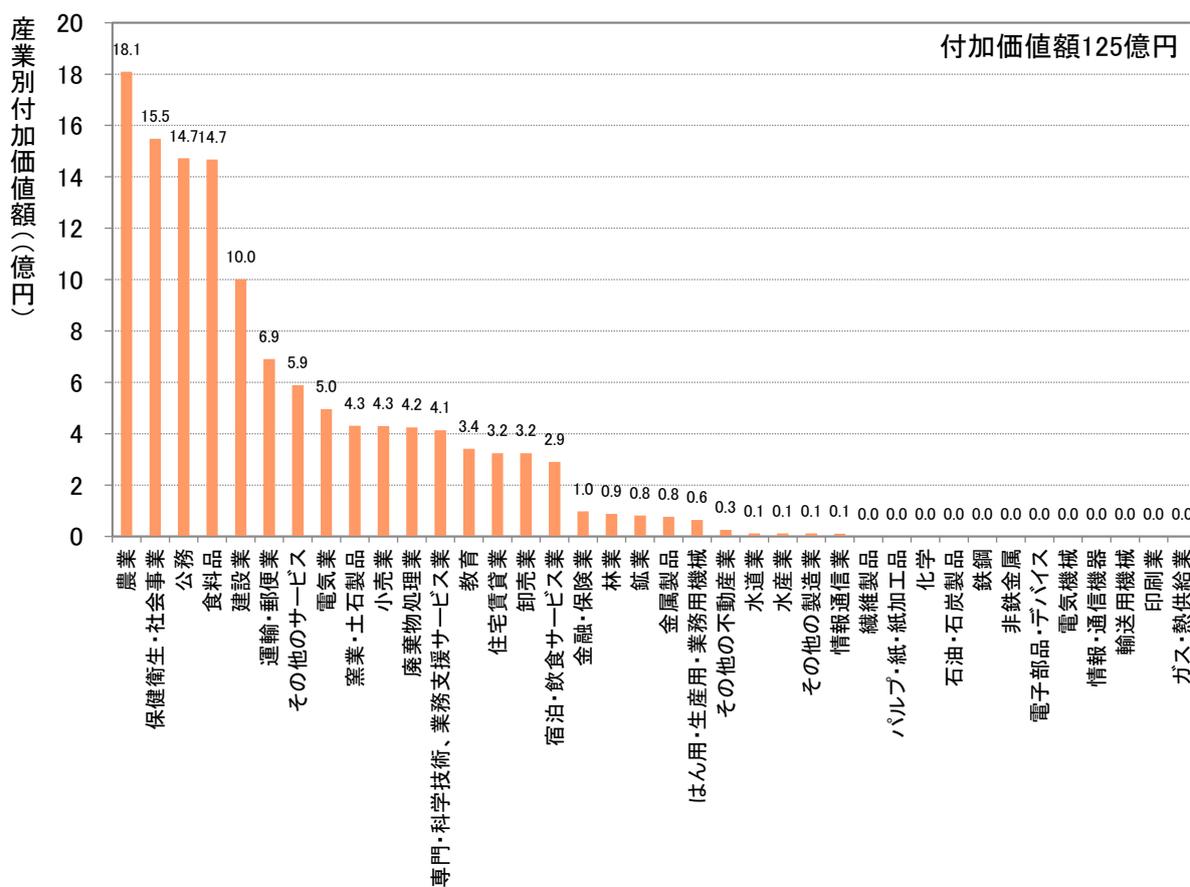
※最新の経済センサスの調査結果は新規に把握した事業所のみが調査対象となっており、全事業所の数値を把握することができないため、全事業所を把握した調査である平成26年度結果を示した。

3-2-3 産業別付加価値額

産業別付加価値額とは、売上高（総生産額）から原材料費・燃料費・減価償却費などを差し引いた額を指し、地域住民の所得や地方税収の源泉となることから、付加価値額の高い産業はその地域における主要な産業といえます。

本町では、農業が最も付加価値額の高い産業であり、次いで保健衛生・社会事業、公務、食料品が高い付加価値額を示しています。第2次産業では、食料品が最も高い付加価値額を生み出し、次いで建設業、窯業・土石製品が高い付加価値を持つ産業となっています。第3次産業においては、保健衛生・社会事業が最も高い付加価値額を占め、次いで公務、運輸・郵便業が重要な位置を占めています。

産業別付加価値額

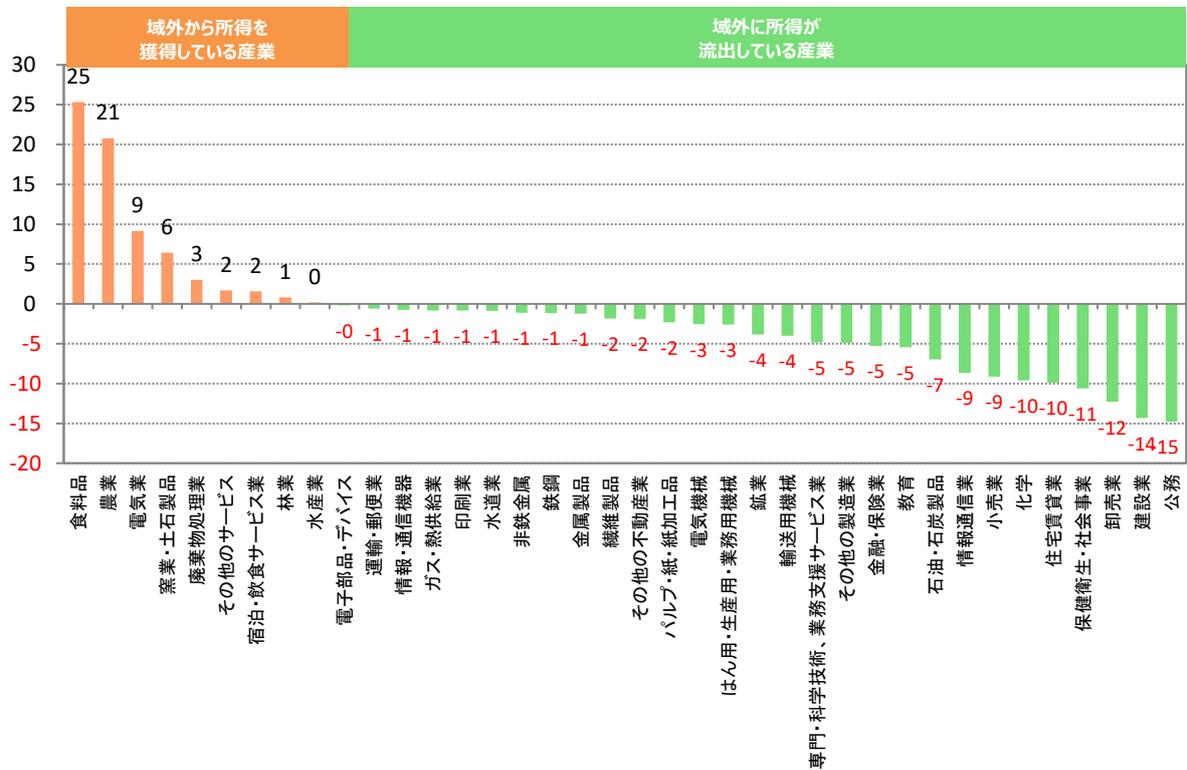


3-2-4 支出

京極町では、特に食料品、農業、電気業等は域外への支払い額よりも域外からの受取り額の方が多く、域外から所得を獲得できる強みのある産業です。

産業別純移輸出額

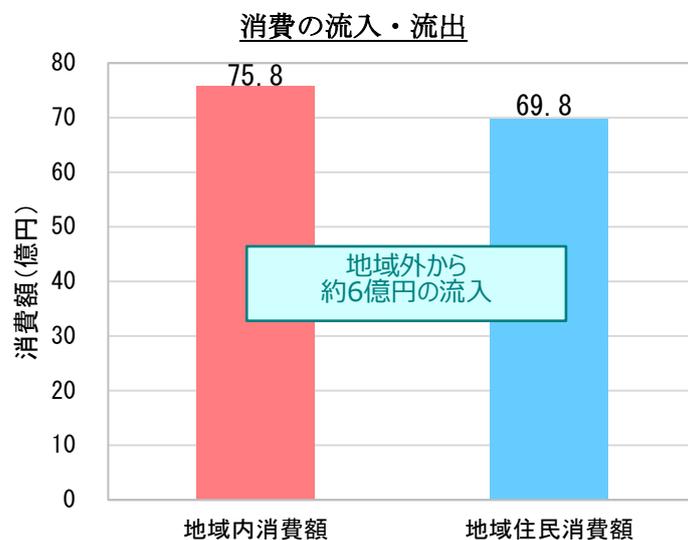
純移輸出（億円）



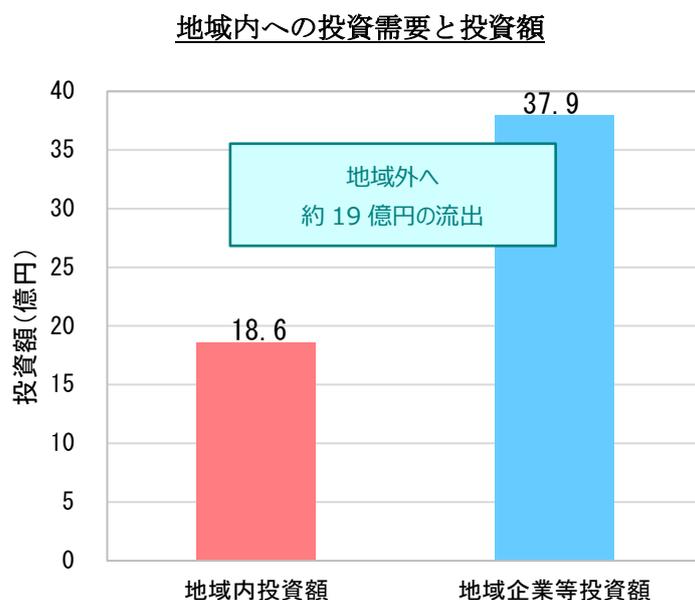
出典：「京極町の地域経済循環分析 2018 年版」（環境省）より作成

地域内で消費される額が、地域住民が消費する額よりも6億円程度多く、消費が流入しています。

地域内で投資される額が、地域住民・企業が投資する額よりも19億円程度少なく、投資が流出しています。



注) 地域内消費額は、地域内の民間消費（誰が消費したかは問わない）を表す。
 地域住民消費額は、地域住民の民間消費（どこで消費したかは問わない）を表す。
 出典：「京極町の地域経済循環分析 2018年版」（環境省）より作成



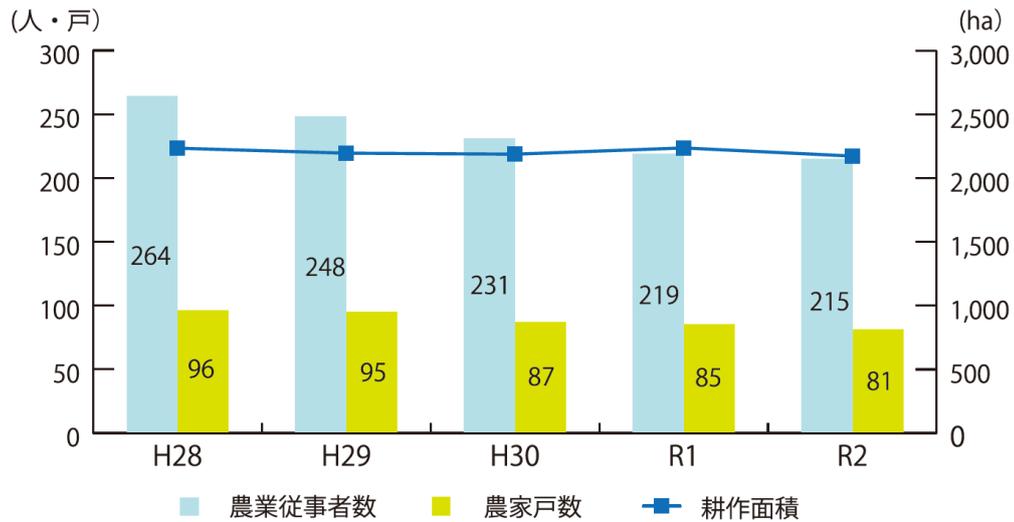
注) 投資額＝総固定資本形成（民間）＋在庫純増（民間）
 地域内投資額は、地域内の投資額（誰が投資したかは問わない）を表す。
 地域企業等投資額は、地域内の企業・住民の投資額（どこに投資したかは問わない）を表す。
 出典：「京極町の地域経済循環分析 2018年版」（環境省）より作成

3-2-5 農業産出額

本町の農家戸数は減少傾向にあり、令和2年度は81戸（内8戸は畜産業）で、1経営体当たりの耕作面積は26.8haと増加の一途をたどっており、受け入れできる農地面積に限界を迎える農業者が増えていくことも予想されています。

また、令和2年度の農業産出額は26.6億円（農林業センサス結果等を活用した市町村別農業産出額の推計結果：農林水産省）となっており、そのうち「いも類」の産出額が最も高くなっています。

町の農家状況



出典：「第6次京極町総合計画」（京極町）

農業産出額の推移

単位：1,000万円

年度	農業産出額 ①+②	耕 種										畜 産							
		小計 ①	米	麦類	雑穀	豆類	いも類	野菜	花き	工芸農作物	その他の作物	小計 ②	肉用牛	乳用牛 生乳	豚	鶏 鶏卵	その他の畜産物		
H26	227	193	0	5	0	29	78	66	-	14	0	34	1	8	x	x	0	x	x
H27	235	201	0	6	1	22	81	77	-	15	0	34	1	9	x	x	1	x	x
H28	242	208	0	5	1	18	95	76	-	13	0	34	1	9	x	x	0	x	x
H29	233	197	0	6	1	28	96	51	-	15	0	37	1	10	x	x	0	x	x
H30	237	201	0	5	1	26	87	72	-	10	0	36	1	10	x	x	0	x	x
R1	248	210	0	11	1	35	70	51	x	14	x	39	1	11	x	x	0	0	x
R2	266	224	0	9	0	27	90	56	x	12	x	42	1	11	x	x	0	0	x

注：「0」：単位に満たないもの（例：0.4千万円は0千万円）

「-」：事実のないもの

「x」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

出典：「農林業センサス結果等を活用した市町村別農業産出額の推計結果」（農林水産省）

3-2-6 製造業の製造品出荷額等

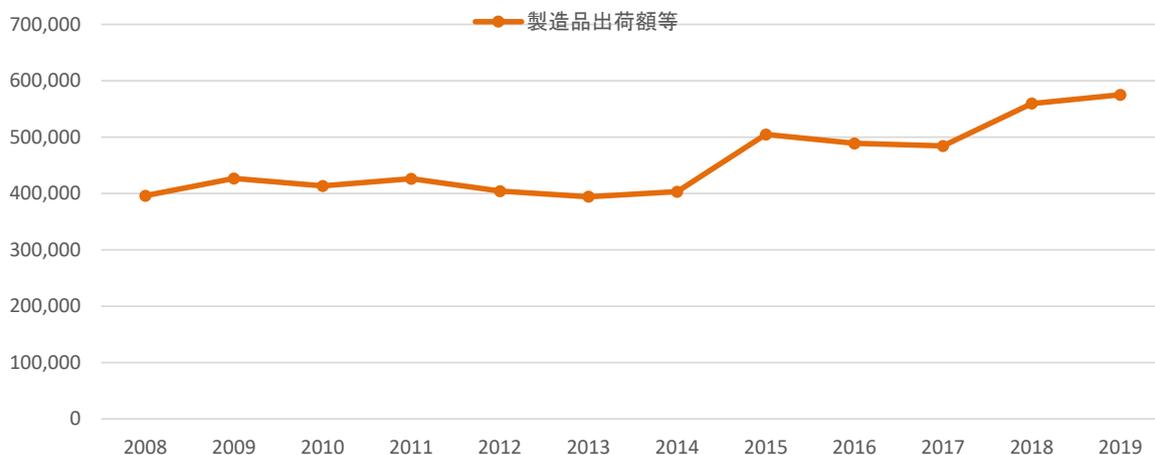
本町の製造業の製造品出荷額等は、令和元年度に57.5億円であり、2年連続で増加しており平成20年度以降では当年が最大となっています。

製造業の状況（工業統計：令和元年度）

製造業	現金給与 総額	原 材 料 使用額等	製造品出 荷額等	粗付加価 値額
年次	(万円)	(万円)	(万円)	(万円)
H20	58,113	191,469	396,022	195,131
H21	62,510	180,936	426,829	234,427
H22	56,060	173,169	413,589	228,900
H23	68,346	159,659	426,352	262,817
H24	60,582	179,939	404,273	214,523
H25	56,069	155,336	394,316	228,132
H26	55,806	172,461	403,303	215,927
H27	67,802	237,136	504,977	248,295
H28	64,364	205,219	489,148	262,939
H29	62,550	269,520	484,505	200,561
H30	67,150	280,254	559,788	258,875
R1	62,110	267,713	575,270	284,627

出典：「2020年確報 産業別統計表」（経済産業省）

製造品出荷額等の推移



出典：「2020年確報 産業別統計表」（経済産業省）

※製造業とは、日本標準産業分類（総務省）で示される「大分類 E 製造業」であり、以下の業種を示す。

食品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業（家具を除く）、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業（別掲を除く）、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業

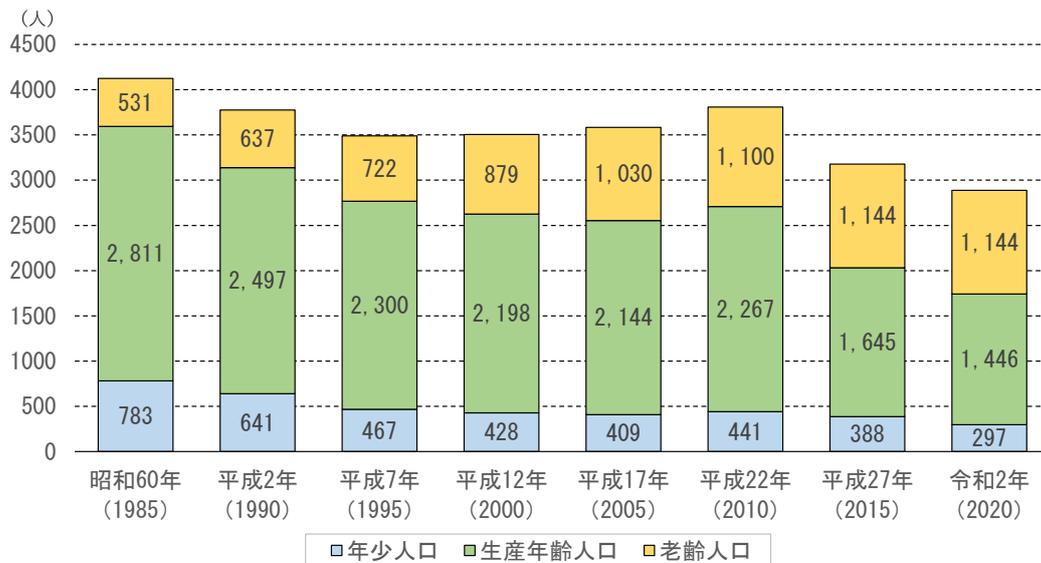
3-3 社会的特性

3-3-1 人口の推移

本町の人口は、減少傾向にあり、平成12年以後の京極水力発電所建設に伴う工事関係者の増加により人口が一時的に増加したものの、令和2年の総人口は、2,887人となっています。

年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）が減少、老年人口（65歳以上）が増加し続け、高齢化率も令和2年時点で約39%まで上昇しており、少子高齢化の流れは続いています。

京極町の人口の推移



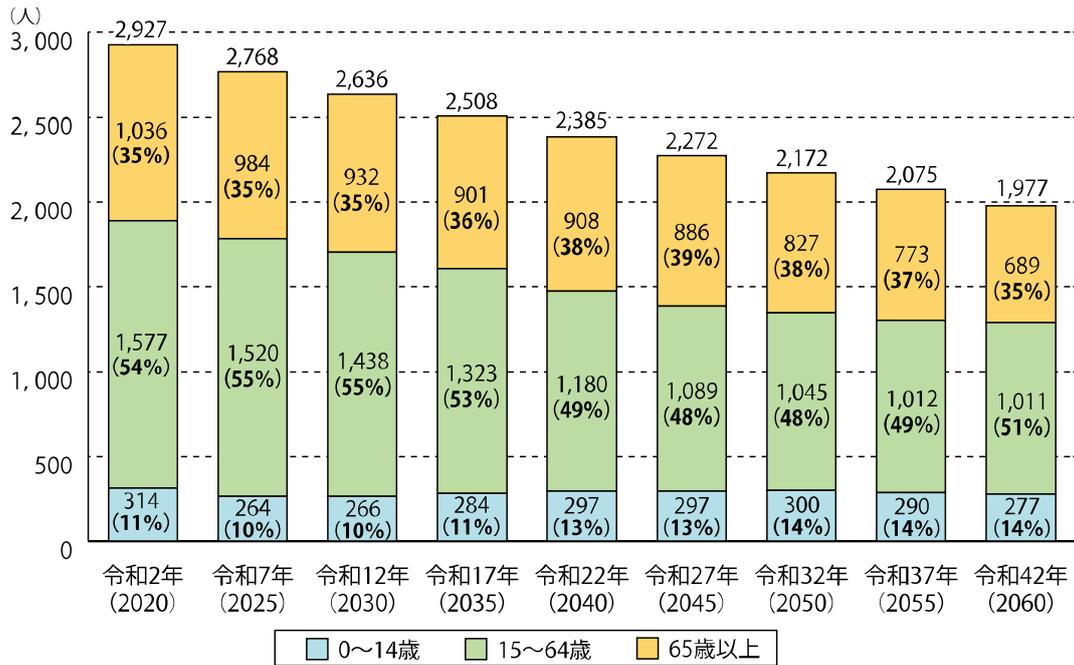
出典：「第6次京極町総合計画」（京極町）より抜粋

3-3-2 将来の人口推計

本町の 2050 年の総人口は、国の長期ビジョンに準拠した京極町人口シミュレーションでは、2,172 人、国立社会保障・人口問題研究所の推計値に準拠した場合は、1,496 人になると推計されています。

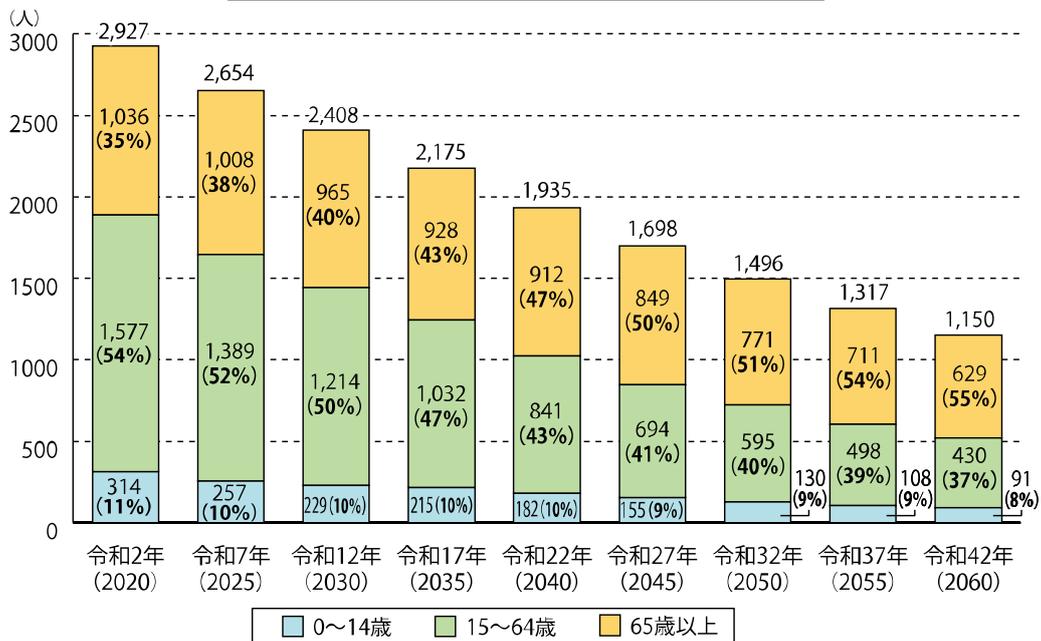
「第 6 次京極町総合計画」では、人口減少を抑制する取組を効果的かつ一体的に行うこととして 2060 年の人口を約 2,000 人以上にすることを目標としています。

国の長期ビジョンに準拠した人口推計



出典：「第 6 次京極町総合計画」（京極町）より抜粋

国立社会保障・人口問題研究所による人口推計



出典：「第 6 次京極町総合計画」（京極町）より抜粋

3-3-3 一般廃棄物の排出状況

本町の一般廃棄物の排出状況は、平成 27 年度から 888～932t の範囲で横ばい状態となっています。

本町の一般廃棄物最終処分場では、不燃ごみ、粗大ごみ、焼却残渣（主灰）、破碎ごみ・処理残渣を埋め立てており、平成 27 年度から毎年 51t～101t 処理しています。

一般廃棄物排出量の推移

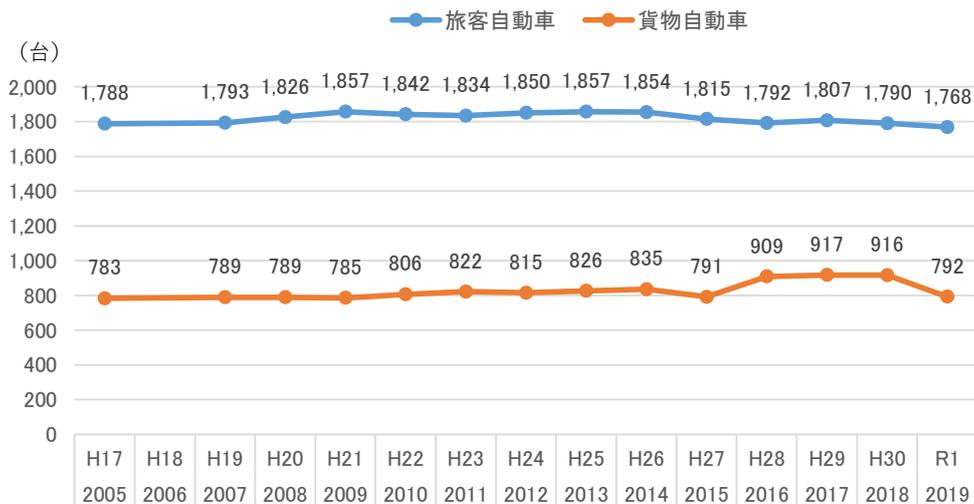


出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」環境省

3-3-4 自動車車両台数の状況

本町の自動車の車両台数は、平成 17 年から令和元年の間の旅客自動車台数は 1,768～1,857 台の範囲で推移しています。また、貨物自動車は 783～917 台の範囲で推移しています。

自動車の車両台数の推移

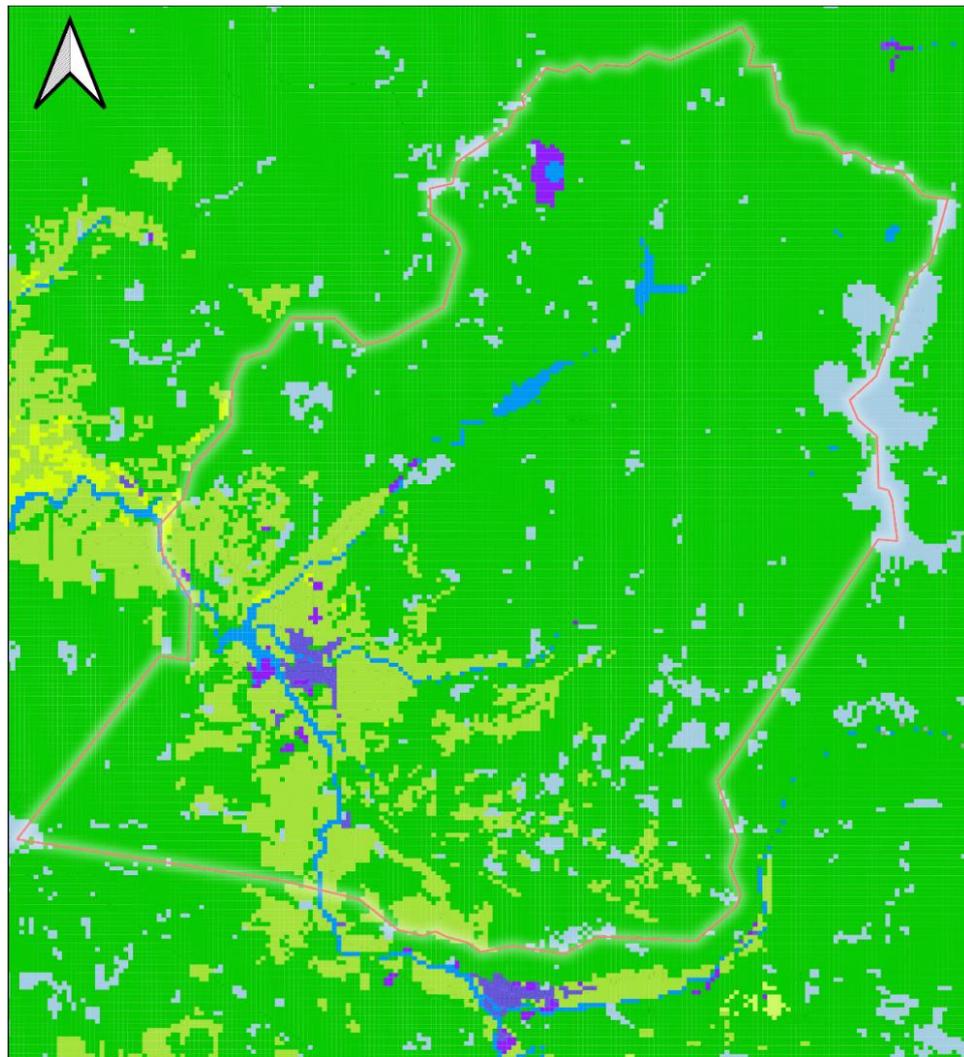


出典：「自治体排出量カルテ【京極町】」環境省

3-3-5 土地利用状況

京極町は、その広大な土地の多くが自然豊かな森林と農地によって構成されています。町全体の土地利用において、森林が占める割合は非常に高く、町の自然環境を象徴する重要な要素となっています。また、農地の中でも特に畑（その他の農用地）が多く見られ、地域の農業活動を支える基盤となっています。こうした土地利用の特徴は、地元の自然資源を活用した持続可能な社会の構築に寄与するとともに、町の景観や文化的魅力の一部として重要な役割を果たしています。

土地利用状況



出典：「国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ」（国土交通省 HP）から作成

3-3-6 景観について

本町は、羊蹄山を中心とする「羊蹄山麓広域景観形成推進地域」に指定されています。この地域は、北海道景観計画において、羊蹄山麓の広範な景観形成を推進する必要があると認められたエリアです。豊かな自然と伝統的な農村景観が広がる羊蹄山麓の環境を保全しつつ、地域全体が調和のとれた発展を目指しています。

また、豊かな自然と美しい景観が評価され、2008年に「日本で最も美しい村連合」に加盟しています。この連合は、全国各地の町村が連携し、自然や伝統文化、歴史的資源を守りながら、持続可能な地域づくりを目指す団体です。「美しい村連合」の理念には、景観や環境の保全だけでなく、地域住民の誇りや文化の継承を重視し、未来にわたって美しい風土を守るという使命が込められています。

「日本で最も美しい村」連合のロゴ



the most beautiful
villages
in japan

「日本で最も美しい村」連合

出典：「日本で最も美しい村」連合 HP より

第4章 京極町の温室効果ガス排出量の現状

4-1 温室効果ガス排出量の把握

目標の年である 2050 年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするためには、現状どのくらいの量の温室効果ガスを排出しているか把握することが重要であり、また将来的にこれらの排出量がどのような変動をするか予測することにより、目標達成への道筋を計画することができます。

4-2 前提条件

4-2-1 推計方法

本計画では、環境省が地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトにて毎年度公表している「自治体排出量カルテ」に掲載された値を基に、区域施策編が対象とする部門・分野の温室効果ガスの現況推計を行います。なお、自治体排出量カルテでは、国や道の温室効果ガス排出量データから炭素量を案分する「炭素量按分法」を用いて、温室効果ガス排出量を算出しています。この方法は、区域施策編を策定する市町村において最も標準的手法と位置付けられています。

4-2-2 温室効果ガス排出量の算定年度

国の温室効果ガス削減目標との整合性を踏まえ、本町の温室効果ガス排出量の算定の年度は以下のとおりとします。

温室効果ガスの算定年度

区分	算定年度	理由
基準年度	2013 年度	国の温室効果ガス削減目標の基準年度
現状の排出量の算定年度	2019 年度	温室効果ガス排出量の算定に必要な主要データの最新公表年度
中期目標年度	2030 年度	国、道のカーボンニュートラルに向けた中期目標
長期目標年度	2050 年度	国、道のカーボンニュートラルの目標

4-2-3 対象とする温室効果ガス

温対法に定める温室効果ガスは以下の7種類があります。本計画では、最も排出量が大きく、京極町の温室効果ガスの大半を占める「エネルギー起源CO₂」を対象とします。

温室効果ガスの種類

温室効果ガスの種類		主な排出活動
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源 CO ₂	燃料の使用、他人から供給された電気の使用、他人から供給された熱の使用、廃棄物の原燃料使用等
	非エネルギー起源 CO ₂	燃料からの漏出、工業プロセス、廃棄物の焼却処分
メタン (CH ₄)		燃料からの漏出、工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車・鉄道・船舶・航空機、耕作、家畜の飼養及び排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原料使用等、廃棄物の埋立処分、排水処理、コンポスト化
一酸化二窒素 (N ₂ O)		燃料からの漏出、工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車・鉄道・船舶・航空機におけるエネルギー消費、耕地における肥料の施用、家畜の排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原料使用等、排水処理、コンポスト化
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)		マグネシウム合金の鋳造、クロロジフルオロメタン又はHFCsの製造、冷凍空気調和機器、プラスチック、噴霧器及び半導体素子等の製造、溶剤等としてのHFCsの使用
パーフルオロカーボン類 (PFCs)		PFCsの製造、半導体素子等の製造、溶剤等としてのPFCsの使用、鉄道事業又は軌道事業の用に供された整流器の廃棄
六ふっ化硫黄 (SF ₆)		マグネシウム合金の鋳造、SF ₆ の製造、電気機械器具や半導体素子等の製造、電気機械器具の使用・点検・廃棄、粒子加速器の使用
三ふっ化窒素 (NF ₃)		NF ₃ の製造、半導体素子等の製造

4-2-4 対象部門

対象部門は、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門の4部門とします。

対象とする部門

部門	説明	
産業部門	製造業	製造業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出。
	建設業・鉱業	建設業・鉱業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出。
	農林水産業	農林水産業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出。
業務その他部門	事務所・ビル、商業・サービス業施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出。	
家庭部門	家庭におけるエネルギー消費に伴う排出。	
運輸部門	自動車	自動車におけるエネルギー消費に伴う排出。
	鉄道	鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出。

4-3 温室効果ガス排出量の推移

2013年度（基準年度）の町全体の温室効果ガス排出量は、41.9千t-CO₂です。2019年度（現況年度）の町全体の温室効果ガス排出量は、38.8千t-CO₂であり、基準年度と比較すると、3.1千t-CO₂（7.4%）削減されています。

町全体の温室効果ガス排出量の推移



※端数処理の関係等で合計値は整合しない場合があります。

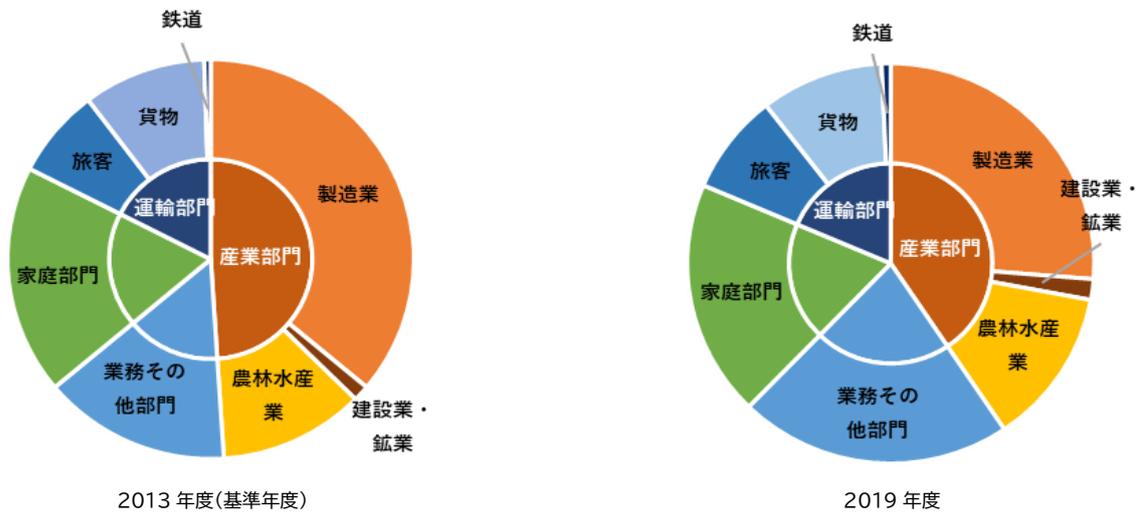
部門・分野別温室効果ガス排出量の推移

部門・分野	2013年度 (基準年度)	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
産業部門	17	15.6	18.4	18.9	18.5	19.3	19
製造業	11	10.1	12.7	12.9	13	14.3	14
建設業・鉱業	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5
農林水産業	5.3	4.8	5.1	5.4	4.9	4.5	4.5
業務その他部門	9.1	7.7	7.5	6.4	6.4	6.5	5.8
家庭部門	8	8.4	7.8	8	7.7	7.2	7.2
運輸部門	7.8	7.7	7.3	7.7	7.7	7.5	6.8
自動車	7.5	7.4	7.1	7.5	7.4	7.3	6.6
旅客	3.4	3.2	3.1	3	3	2.9	2.8
貨物	4.1	4.2	4	4.4	4.4	4.4	3.8
鉄道	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
合計	41.9	39.4	41	41	40.3	40.5	38.8
基準年度の差		▲ 2.5	▲ 0.9	▲ 0.9	▲ 1.6	▲ 1.4	▲ 3.1
削減率 (%)		6.0	2.1	2.1	3.8	3.3	7.4

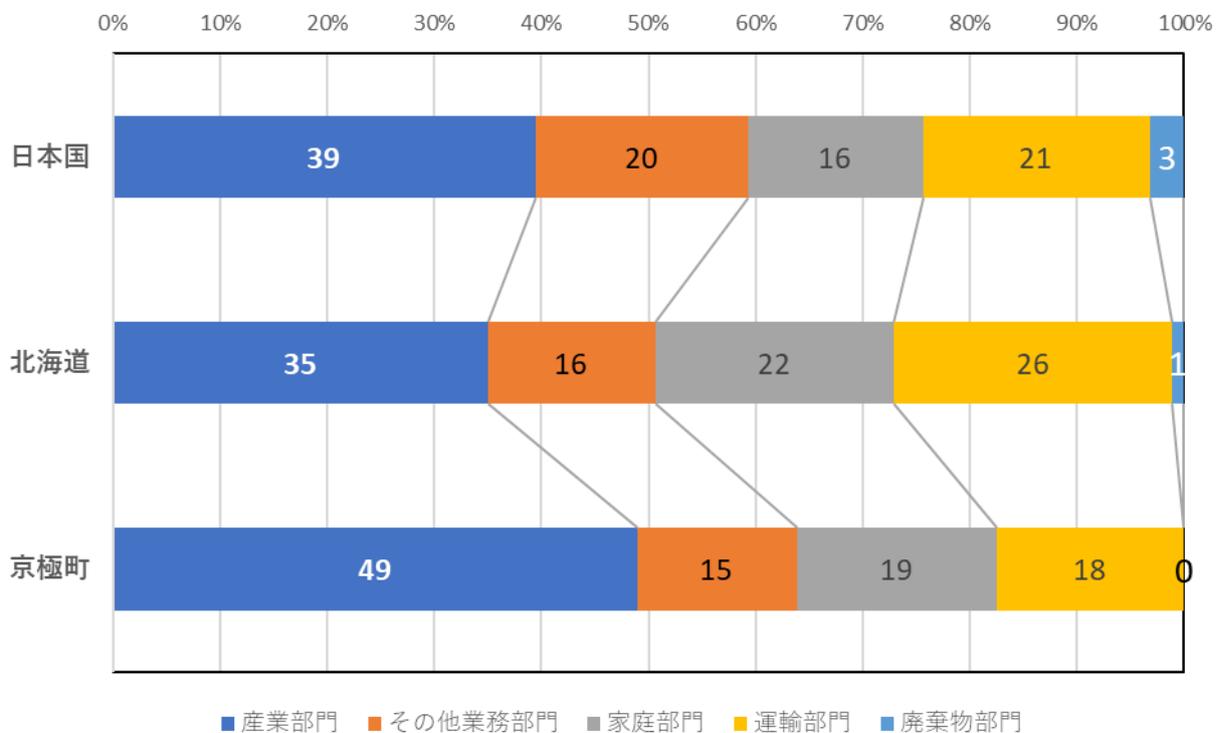
4-4 部門・分野別の温室効果ガス排出量

2019年度の部門・分野別二酸化炭素排出量の割合は、産業部門が49%、運輸部門が18%、家庭部門が19%、業務その他部門が15%となっています。2013年度（基準年度）と比べると産業部門が占める割合が減少し、業務その他部門が占める割合が増加しています。

部門・分野別温室効果ガス排出量の割合



部門・分野別温室効果ガス排出量構成比の比較



4-5 温室効果ガス吸収量

町内の森林を対象に算定マニュアルにおいて示されている「森林全体の炭素蓄積変化を推計する手法」に基づき、森林の二酸化炭素吸収量を推計します。

森林による吸収量（純吸収量）は、主伐や攪乱などによる蓄積減少がある年度は減少してしまうことがあるため、年次変動が比較的発生しやすい

森林吸収量は、特定の年度で算定されるものではなく、ある一定の期間に森林に蓄積（固定）された炭素量を二酸化炭素に換算したものを指し、炭素蓄積量の増加量から減少量を差し引くことにより、変化量を算定（蓄積変化法）します。

算定の結果は下図のとおりであり、将来の森林吸収量は2016年から2020年の平均値である「17.24千t-CO₂」を用います。

森林による温室効果ガス吸収量の推移



※北海道林業統計のデータから作成

※数値の増減は、伐採等による森林量の減少や調査手法の変更等のほか、当該年度と前年度の差から算出することから、前年度蓄積量との差が大きい場合、森林吸収量が大きく変化することとなるため、こうした影響によるものと考えられる。

温室効果ガス排出量の推計条件は下表に示すとおりです。

「現状趨勢（BAU）パターン」は排出削減に向けた対策・施策の追加的な導入が行われず、活動量のみが変化すると仮定して推計しました。

「現計画（社会変容等織り込み）パターン」は、徹底した省エネが実施されていることを前提とし、活動量、排出原単位、炭素集約度の変化率を設定した上で推計しました。「意欲的（ゼロカーボン達成）パターン」は、2050年度のゼロカーボン達成を前提として推計しました。

温室効果ガス排出量の推計条件

項目	条件	設定根拠
人口パターン	中期目標年：2030年…2,667人 最終目標年：2050年…2,197人	「京極町人口ビジョン」（2020年）における「2060年に2,000人」から回帰直線により設定
推計パターン	現状趨勢（BAU）	排出削減に向けた対策・施策の追加的な導入が行われず、活動量（製造業は製造品出荷額、他部門は人口）のみ変化すると仮定
	現計画（社会変容等織り込み）	現状趨勢に加えて、社会変容として国等から示されている「将来のエネルギー効率に関する想定」を反映し、徹底した省エネが実施されていることを前提とする。
	意欲的（ゼロカーボン達成）	2030年度の削減目標（基準年：2019年から排出量52%減）及び2050年度のゼロカーボン達成

5-2 将来的な温室効果ガスの排出量（現状趨勢）

ここでは、現在のまま、地球温暖化対策が追加的に何も行われないと仮定した場合の将来的な温室効果ガスの排出量（現状趨勢）を推計しました。

※現状趨勢ケースの温室効果ガス排出量＝現況の温室効果ガス排出量かける活動量変化率

5-3 温室効果ガス排出量の将来推計

「現計画パターン」における温室効果ガス排出原単位等の変化率は下表に示すとおりである。基準年から各目標年の「現計画パターン」における温室効果ガス排出量は「2019年からの変化率」を乗じて算出しました。

「現計画パターン」における排出原単位等の変化率

部門	2019年からの変化率		設定根拠	
	2030年	2050年	変化率の参考数値 (2019年からの変化率)	出典
産業部門	0.90	0.73	エネルギー消費原単位を年平均1%以上改善	「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」
業務その他部門	0.94	0.69	2030年：0.86 2050年：0.67	「地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料 Ver.1.0」 (2021年、環境省)
家庭部門	0.83	0.54	2030年：0.76 2050年：0.52	
運輸部門	乗用車	0.63	0.22	「2050年脱炭素社会実現の姿に関する一試算：（参考）将来のエネルギー効率に関する想定」 (2020年、国立環境研究所)
	貨物車	0.87	0.42	
			2030年：0.58 2050年：0.21	
			2030年：0.80 2050年：0.41	

5-4 推計結果

温室効果ガス排出量の将来推計結果は下表及び下図のとおりです。

2019年度の温室効果ガス排出量は約39千t-CO₂であり、基準年度の2013年度と比較して7%減と推計しました。

「意欲的パターン」の温室効果ガス排出量は、ゼロカーボンの達成及び既存計画の目標達成から算定しており、短期目標年の2025年には基準年度から28%減、中期目標年の2030年には基準年度から48%減、最終目標年の2050年には基準年度から100%減と推計しました。

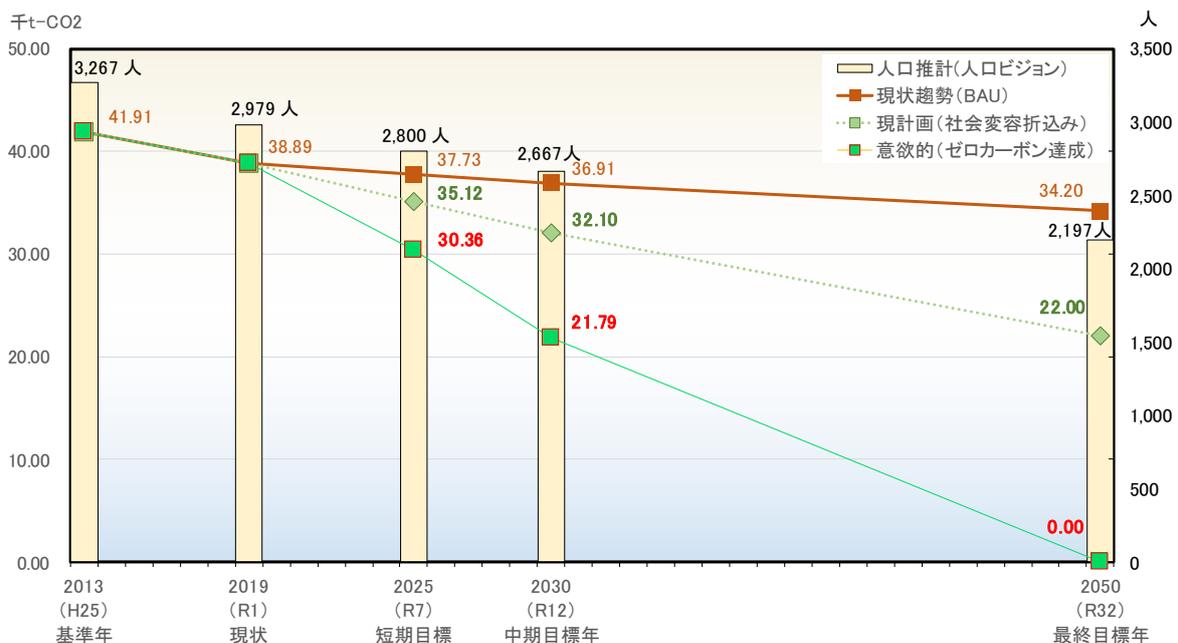
「現状趨勢（BAU）パターン」では、短期目標年は10%減、中期目標年は12%減、最終目標年は18%減と推計しました。

「現計画（社会変容等織り込み）パターン」では、短期目標年は16%減、中期目標年は23%減、最終目標年は48%減となり、徹底的な省エネが実施されている社会変容を前提としてもゼロカーボンの達成は困難と考えられます。

温室効果ガス排出量の将来推計結果

パターン	温室効果ガス排出量（千 t-CO ₂ ） （ ）内は基準年からの削減割合				
	2013 基準年	2019 現状	2025 短期目標年	2030 中期目標年	2050 最終目標年
現状趨勢 (BAU)	41.91	38.89 (▲7%)	37.73 (▲10%)	36.91 (▲12%)	34.20 (▲18%)
現計画 (社会変容織り込み)			35.12 (▲16%)	32.10 (▲23%)	22.00 (▲48%)
意欲的 (ゼロカーボン達成)			30.36 (▲28%)	21.79 (▲48%)	0.00 (▲100%)
人口	3,267	2,979 (▲9%)	2,800 (▲14%)	2,667 (▲18%)	2,197 (▲33%)

温室効果ガス排出量の将来推計結果



5-5 目標年に必要な温室効果ガス削減量

中期目標年（2030年）、最終目標年（2050年）において必要となる温室効果ガス削減量を下表に示します。

目標年に必要な温室効果ガス削減量（再エネ導入及び炭素吸収）

排出量	2013 基準年	2019 現状	2030 中期目標年	2050 最終目標年
①意欲的（ゼロカーボン達成）	41.91	38.89	21.79	00.00
②現状趨勢（BAU）	41.91	38.89	36.91	34.20
③現計画（社会変容折込み）	41.91	38.89	32.10	22.00
④必要な温室効果ガス削減量 （再エネ導入量及び森林吸収量） =①-③	-	-	10.30	22.00
⑤森林吸収量	-	-	17.24	17.24
差し引き後の温室効果ガス削減量 （再エネ導入量） =④-⑤	-	-	0.00*	4.76

※森林吸収量が必要な温室効果削減量を上回るため、0.00とした。

第6章 地域の脱炭素シナリオ・将来ビジョン

6-1 脱炭素シナリオ

温室効果ガス排出量の将来推計を踏まえ、「意欲的（ゼロカーボン達成）」パターンを脱炭素シナリオとし、段階的に目標を達成するシナリオを検討しました。

- 2030年度（中期目標）まで

実施可能な再エネ・省エネの整理、森林管理の取組、住民及び事業者への理解促進を早急に進める必要がある。

 - ・実施可能な再エネ・省エネ・森林管理に取り組む
 - ・住民及び事業者への理解促進
 - ・短期目標の達成、検証

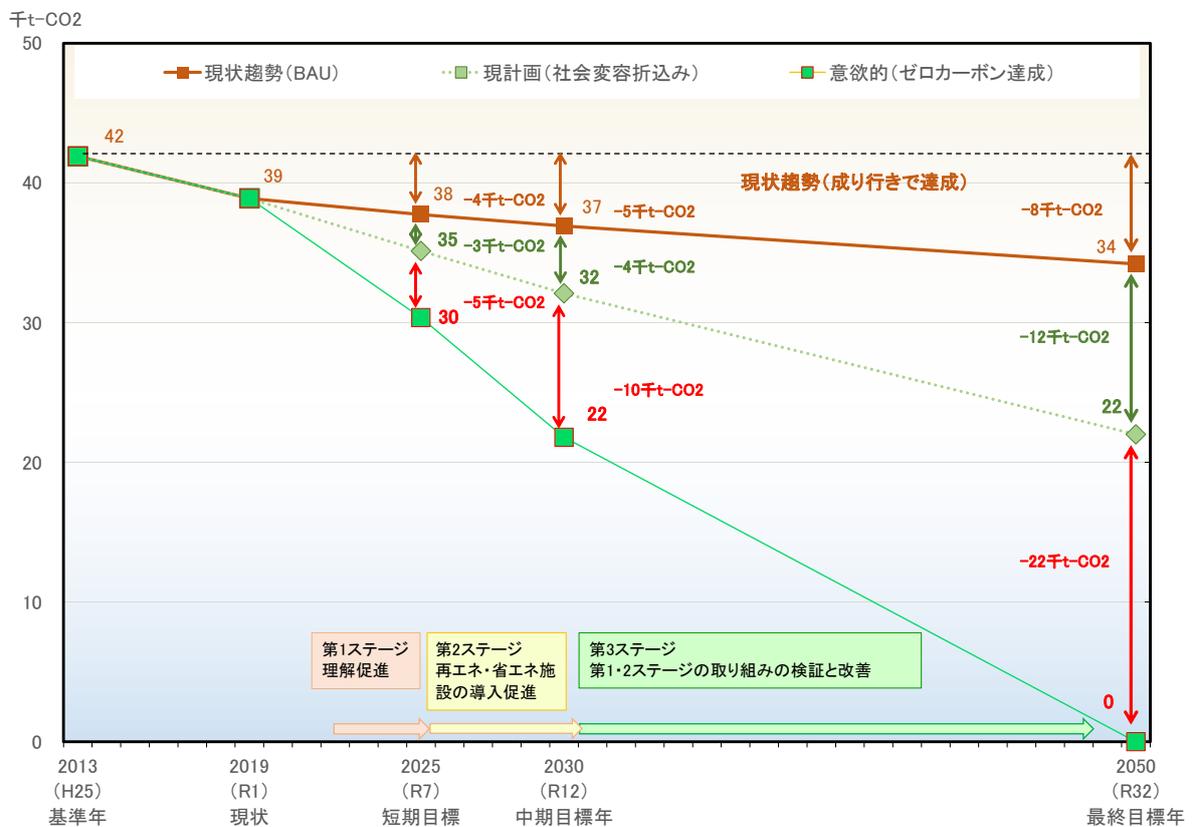
2030年度（中期目標）までに新規再エネ・省エネ施設の導入促進、再エネの地産地消の推進、森林吸収量の増大、中期目標の達成、検証を進める。

 - ・再エネの地産地消の推進
 - ・森林吸収量の増大
 - ・中期目標の達成、検証
- 2050年度（最終目標）

2050年度（最終目標）までに「第1、第2ステージ」の取組の検証と改善により目標達成に向けて、さらなる政策・施策の検討・実施を進める。

 - ・1・2段階の取組の検証と改善により目標達成
 - ・次の時代の脱炭素化社会に向けてさらなる政策・施策を検討・実施
 - ・ゼロカーボンの達成

脱炭素シナリオ



6-2 課題

温室効果ガス排出量の削減の問題点と課題

分類	課題	対策
住民意識	ゼロカーボン宣言を把握している町民は半数以下、再エネ（太陽光、ヒートポンプ）を導入している町民は1~2%である。	町民の意識向上
少子高齢化	少子高齢化により人口が減少している。	産業人口の減少・高齢化の解消
	人口減少により、産業の衰退、税収が減少する。	中長期的な行財政運営の健全化
	担い手不足による森林の未整備化が進行している。	未整備森林の増加防止
技術・情報	温暖化ガス排出削減に資するデジタル化への対応の遅滞	デジタル化への対応
	温室効果ガス排出削減に資する情報の発信取組が実施されていない。	発信力の向上（様々なコンテンツの活用促進）
	再エネポテンシャル・導入可能性等の検討が未実施であり、今後の具体的展望が見いだせない。	ポテンシャル・導入可能性の明確化
	再エネ事業者を誘致する情報及び情報提供体制が未整備である。	再エネ事業者への情報提供体制の構築
インフラ	公共施設（京極温泉、温水プールのボイラー等）の老朽化が進行している。	公共施設・公共インフラ等の老朽化対策
	CO2 排出量の多い産業は窯業・土石製品製造業、食品飲料製造業、農林水産業である。	特に事業者数当たりの温室効果ガス排出量が多い窯業・土石製品製造業、食品飲料製造業者への排出量削減の促進

6-3 再生可能エネルギー導入目標

6-3-1 再生可能エネルギーの導入状況

本町における再生可能エネルギーの導入状況は、令和2年度時点で460kWに達しています。その内訳は、水力発電が89%（411kW）を占めており、次いで太陽光発電（10kW未満）が9%（約41kW）、太陽光発電（10kW以上）が2%（約9kW）となっています。一方で、地熱発電、風力発電、バイオマス発電の導入実績はありません。

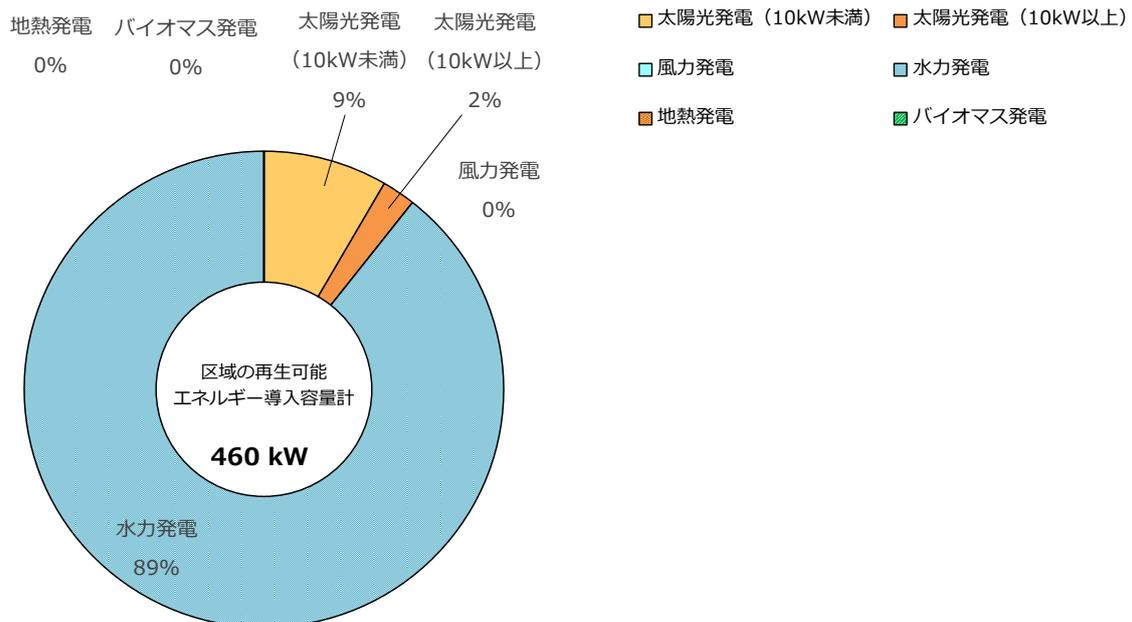
平成28年度には、「京極名水の郷発電所」（ほくでんエコエナジー株式会社）が稼働を開始し、当時の再生可能エネルギー導入量は441kWに増加しました。この発電所は、本町の再生可能エネルギーの主要な供給源であり、特に地域資源である豊富な水資源を活用した小規模水力発電施設としての役割を担っています。

町内における再生可能エネルギーの導入量は僅かであり、2050年のゼロカーボンに向けて相当量の再エネ設備の導入が必要です。

再生可能エネルギー導入の現状と今後の取り組み

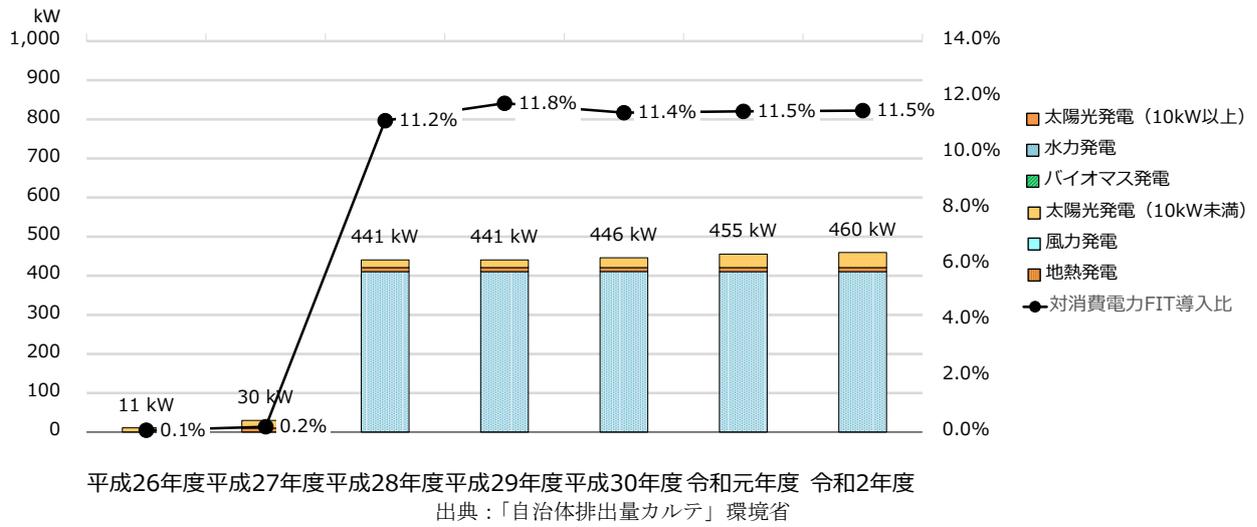
現状	課題
公共施設に太陽光パネル等の再エネ設備が導入されていない。	公共施設への再エネ設備の導入
既存の再エネ事業によるエネルギー（460kw）が町外へ流出している。	再生可能エネルギーの地産地消の推進 京極町内での再エネ由来エネルギーを消費する仕組みの構築
再エネポテンシャル・導入可能性等の検討が未実施であり、今後の具体的展望が見いだせない。	ポテンシャル・導入可能性の明確化
再エネ事業者を誘致する情報及び情報提供体制が未整備である。	再エネ事業者への情報提供体制の構築
現時点の再エネ導入量のうち、ほとんどを占める「京極名水の郷発電所」の発電量は町内戸数の1/3程度の年間消費電力量及び産業エネルギー消費量の2～3%に過ぎない。	2050年のゼロカーボンに向けて相当量の再エネ設備の導入が必要である。

令和2年度の再エネの導入割合



出典：「自治体排出量カルテ」環境省

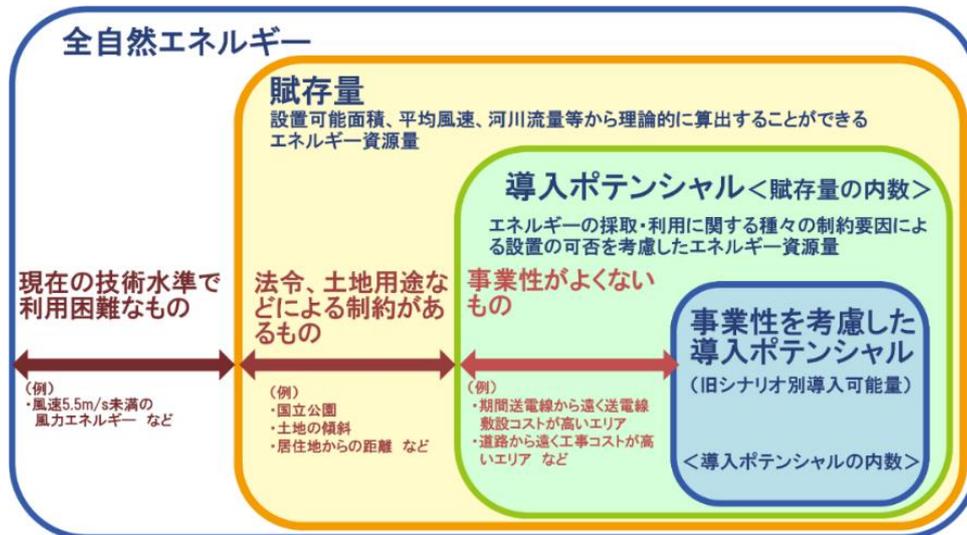
再生可能エネルギーの導入容量累積の経年変化



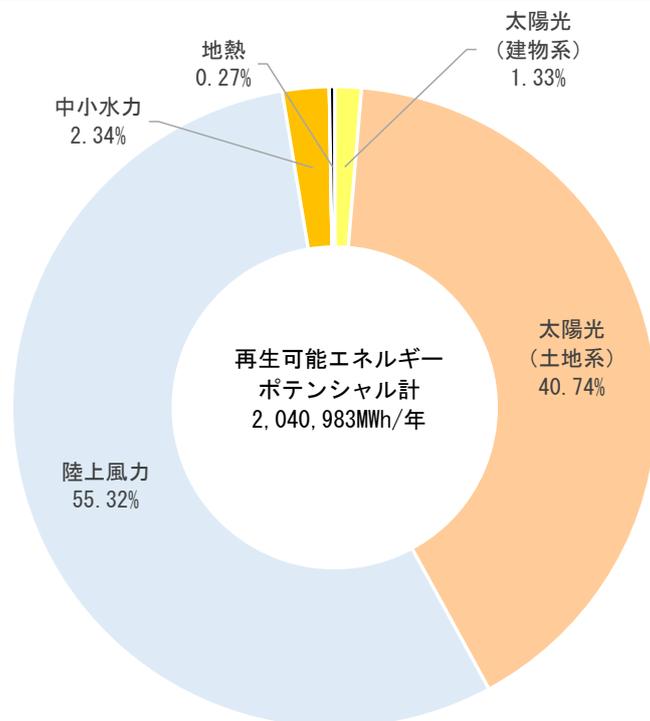
6-3-2 再生可能エネルギーの導入可能量の把握

再生可能エネルギーを量的・質的に把握するための指標として、環境省では「再生可能エネルギー情報提供システム (REPOS)」(以降 REPOS とする) として、賦存量及び導入ポテンシャルが公開されています。また、京極町の再生可能エネルギー導入ポテンシャルは太陽光 (土地系)、陸上風力が高く推計されています。

再生可能エネルギーの賦存量・導入ポテンシャルの概念図



京極町の再生可能エネルギー賦存量、導入ポテンシャル



再エネ導入可能量は、REPOS、既存施設、既存計画及び地域の状況等を勘案して推計しました。各再エネの可能量の推計方法は下表のとおりです。

各再エネの可能量の推計方法

区分	推計方法
太陽光発電（建物系、土地系）	REPOS を基に京極町固有の制約要因を設定し、有望と考えられる範囲の出力の合計値を推計値とした。
風力発電	
中小水力	既存施設及び計画設備の合計値を推計値とした。
木質バイオマス	京極町温泉に木質バイオマスボイラーを導入することを仮定し、1台の導入を計画設備、2台導入した場合を推計値とした。
地熱発電	現時点では情報不足であることから推計しなかった。

6-3-3 再生可能エネルギー導入可能量

再エネ導入可能量の設備容量、発電電力量、温室効果ガス削減量は下表に示すとおりです。
再エネ導入可能量の設備容量及び温室効果ガス削減量は導入ポテンシャル（REPOS）の約1/3であり、陸上風力が最も大きく、次いで太陽光（土地系）が大きい結果となりました。

太陽光発電の導入ポテンシャル（REPOS）、既存設備・計画設備及び導入可能量

区分	単位	導入ポテンシャル ※1	既存設備 ※2	計画設備 ※2	導入可能量
建物系	設備容量：MW	24.04	0.05	0.00	20.47
	発電電力量：MWh/年	27,171.37	58.09	0.00	24,563.67
	温室効果ガス削減量：千t-CO2	6.79	0.01	0.00	6.14
土地系	設備容量：MW	736.68	0.01	0.00	83.99
	発電電力量：MWh/年	831,533.37	13.76	0.00	111,092.64
	温室効果ガス削減量：千t-CO2	207.88	0.00	0.00	27.77

風力発電の導入ポテンシャル（REPOS）、既存設備・計画設備及び導入可能量

区分	単位	導入ポテンシャル ※1	既存設備 ※2	計画設備 ※2	導入可能量
陸上風力	設備容量：MW	447.70	0.00	0.00	272.80
	発電電力量：MWh/年	1,129,062.90	0.00	0.00	592,652.54
	温室効果ガス削減量：千t-CO2	282.27	0.00	0.00	148.16

中小水力発電の導入ポテンシャル（REPOS）及び導入可能量

区分	単位	導入ポテンシャル ※1	既存設備 ※2	計画設備 ※2	導入可能量
小水力	設備容量：MW	2.50	0.41	0.66	1.07
	発電電力量：MWh/年	13,299.32	2,158.11	3,479.47	5,637.59
	温室効果ガス削減量：千t-CO2	3.32	0.54	0.87	1.41

木質バイオマスボイラーの導入可能量

区分	単位	導入ポテンシャル ※1	既存設備 ※2	計画設備 ※2	導入可能量
木質バイオマス	設備容量：MW	—	0.00	0.93	1.86
	熱量（電力換算）：MWh/年	—	0.00	2,932.5	5,865
	温室効果ガス削減量：千t-CO2	—	0.00	0.37	0.74

地熱発電の導入ポテンシャル（REPOS）

区分	単位	導入ポテンシャル ※1	既存設備 ※2	計画設備 ※2	導入可能量
蒸気フラッシュ	設備容量：MW	—	—	—	—
	発電電力量：MWh/年	—	—	—	—
	温室効果ガス削減量：千t-CO2	—	—	—	—
低温バイナリー	設備容量：MW	0.90	—	—	—
	発電電力量：MWh/年	5,507.52	—	—	—
	温室効果ガス削減量：千t-CO2	1.38	—	—	—

※1 出典：「再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）」2022（R4）年（環境省）

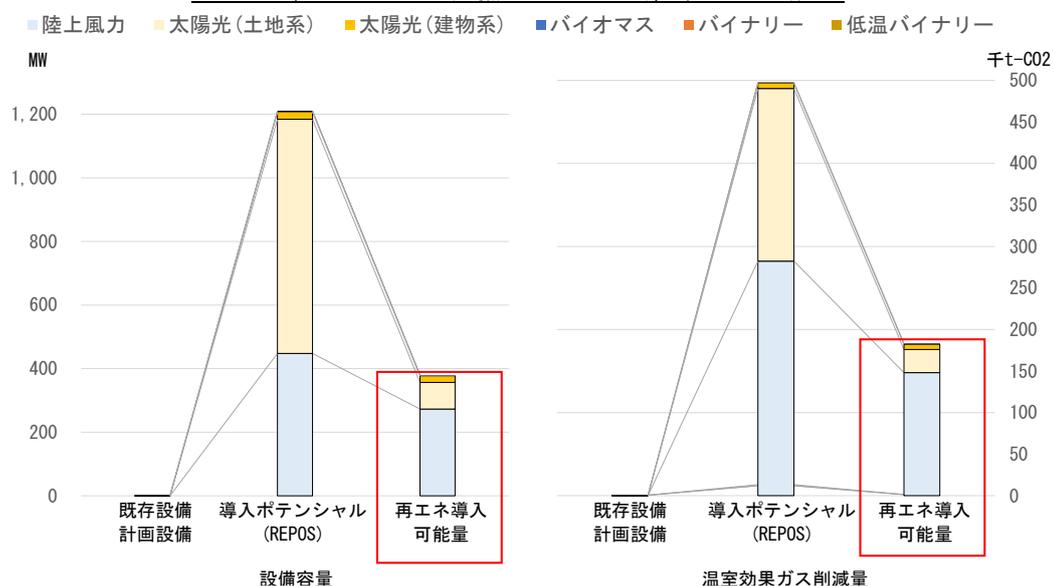
※2 出典：「FIT 制度公表情報（2022年6月末時点）」（経済産業省）

再エネ導入可能量の設備容量、発電電力量、温室効果ガス削減量

区分	単位	導入ポテンシャル	既存・計画設備	再エネ導入可能量
太陽光 (建物系)	設備容量：MW	24.04	0.05	20.47
	発電電力量：MWh/年	27,171.37	58.09	24,563.67
	温室効果ガス削減量：千 t-CO2	6.79	0.01	6.14
太陽光 (土地系)	設備容量：MW	736.68	0.00	83.99
	発電電力量：MWh/年	831,533.37	0.00	111,092.64
	温室効果ガス削減量：千 t-CO2	207.88	0.00	27.77
陸上風力	設備容量：MW	447.70	0.00	272.80
	発電電力量：MWh/年	1,129,062.90	0.00	592,652.54
	温室効果ガス削減量：千 t-CO2	282.27	0.00	148.16
小水力	設備容量：MW	8.93	1.07	1.07
	発電電力量：MWh/年	47,708.53	5,637.59	5,637.59
	温室効果ガス削減量：千 t-CO2	11.93	1.41	1.41
バイオマス	設備容量：MW	24.04	0.93	1.86
	熱量（電力量換算）：MWh/年	27,171.37	2,932.50	5,865.00
	温室効果ガス削減量：千 t-CO2	6.79	0.37	0.74
蒸気フラッシュ	設備容量：MW	—	—	—
	発電電力量：MWh/年	—	—	—
	温室効果ガス削減量：千 t-CO2	—	—	—
低温バイナリー	設備容量：MW	0.90	—	—
	発電電力量：MWh/年	5,507.52	—	—
	温室効果ガス削減量：千 t-CO2	1.38	—	—

注：「—」は推計していないものを示す。

再エネ導入可能量の設備容量と温室効果ガス削減量



6-3-4 再生可能エネルギーの導入可能性評価

導入可能性の高い再生可能エネルギーについて、導入可能量、アンケート調査結果から評価しました。再生可能エネルギーの可能性評価は下表に示すとおりです。京極町においては太陽光発電、中小水力発電の導入可能性が高いと評価しました。

再生可能エネルギーの可能性評価

区分	再エネ導入可能量 (温室効果ガス削減量)の合計に対する割合	町民・町内事業者の意識	コスト	評価 ◎：導入可能性が高い ○：導入可能性がある △：導入可能性が低い
太陽光 (建物系)	3.4%	町民の 33.9%、事業者の 39.4%が導入に対して前向き	低コスト化が進んでいる	◎ 町民・事業者ともに意識が比較的高く、低コスト化も進んでいることから、導入が進む可能性が高い
太陽光 (土地系)	15.1%			
陸上風力	80.4%	町民の 14.8%、事業者の 18.2%が導入に対して前向き	低コスト化が進んでいる	○ 全国的に普及が進んでおり、事業者の参入の可能性はある
小水力	0.8%	町民の 45.5%、事業者の 21.2%が導入に対して前向き	導入コストは高いが、事業者が参入している	◎ 小規模だが、具体的な計画が進行しており、導入の可能性が高い
バイオマス	0.4%	町民の 16.4%、事業者の 18.2%が導入に対して前向き	導入コストは高いが、ランニングコストで優位性が生じる可能性がある	○ 町による率先した導入検討が始まり、可能性がある
蒸気フラッシュ	0.0%	町民の 20.1%が導入に対して前向き	導入コストは高いが、事業者が参入している	○ 規模は不確定だが、初期計画が進行しており可能性がある
低温バイナリー	0.0%		導入コストが高い	△ 計画がなく、事業者の参入が不可欠であり、可能性が低い

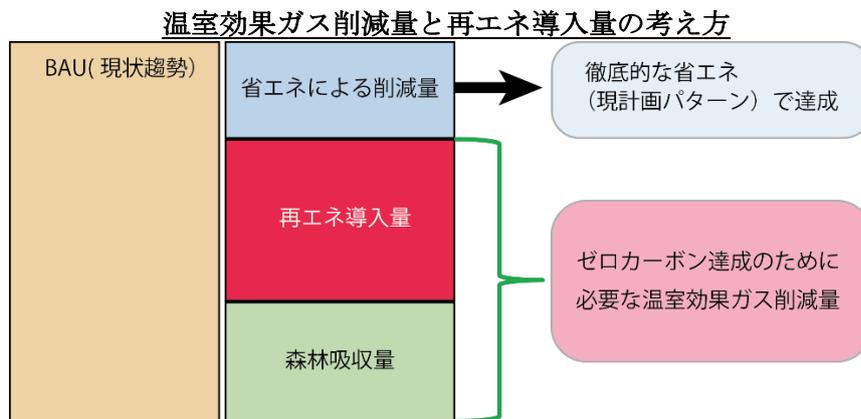
6-3-5 必要な再生可能エネルギー導入量

必要な再生可能エネルギー導入量は、温室効果ガス排出量の将来推計結果（BAU）から森林吸収分及び省エネによる温室効果ガス排出量の削減量から「森林吸収量」の差分を「必要な再生可能エネルギー導入量」とし、必要な再生可能エネルギー導入量を再生可能エネルギー導入目標と設定しました。

各再生可能エネルギーの内訳は、REPOSを把握の上、京極町の地域特性に合わせた制約を勘案した「再生可能エネルギー導入可能量」を推計し、これを基に設定しました。

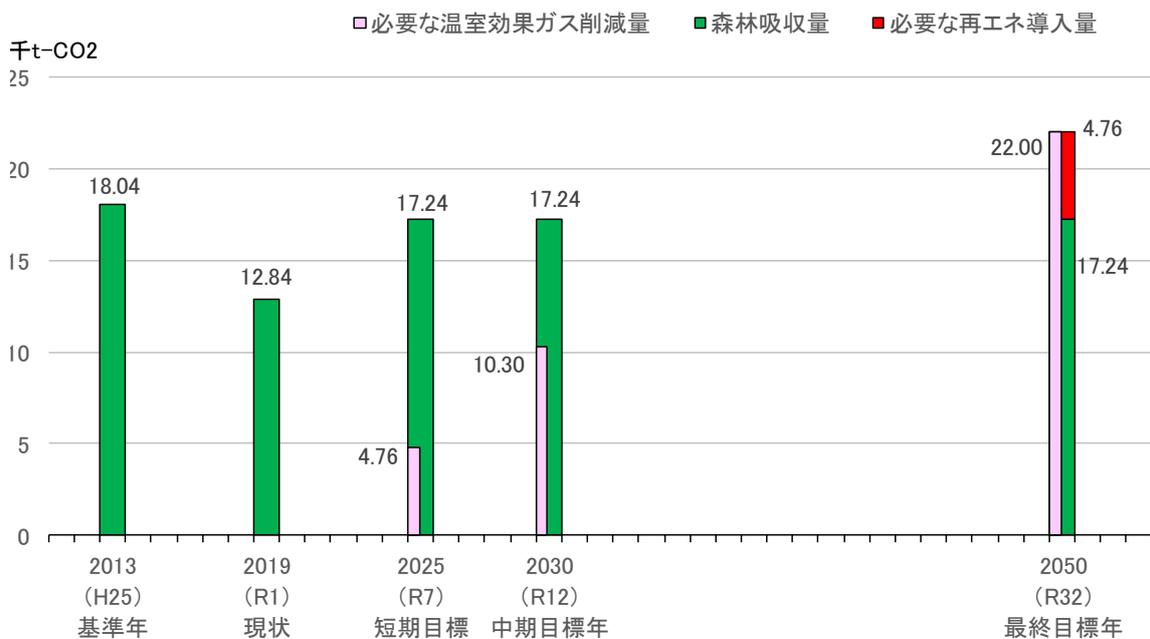
森林吸収量と必要な温室効果ガス削減量及び再生可能エネルギー導入量は図3に示すとおりです。

ゼロカーボン達成のために必要な温室効果ガスの削減量は、短期目標年には4.76千t-CO₂、中期目標年には10.30千t-CO₂、最終目標年には22.00千t-CO₂相当となります。そこから森林吸収量の差し引き後に必要となる温室効果ガス削減量（再生可能エネルギー導入量）は、短期目標年及び中期目標年では0千t-CO₂、最終目標年では4.76千t-CO₂となります。^注



注：徹底した省エネが実施されている「現計画パターン」と「意欲的（ゼロカーボン達成）パターン」の温室効果ガス量の差分を実質的な「必要な温室効果ガス削減量」とした。

図3 森林吸収量と必要な温室効果ガス削減量及び再生可能エネルギー導入量



6-3-6 再エネの導入目標

再エネ導入目標は、再エネ導入可能量、再生可能エネルギーの可能性評価、目標年に必要な再エネ導入量等を勘案し設定しました。

中期目標年の再エネ導入目標及び設定内容

区分	目標値		設定内容
	設備容量 (MW)	温室効果ガス削減量 (千t-CO2)	
太陽光（建物系）	3.47	1.04	町民の16.9%（太陽光導入に前向きな回答した半数の割合）が導入する
太陽光（土地系）	14.22	4.70	
陸上風力	0.00	0.00	導入されていない
小水力	1.07	1.41	既存設備に加えて計画中のものが導入される
バイオマス	0.93	0.37	京極温泉の重油ボイラー2基のうち1基が木質バイオマスボイラーに置き換わる
蒸気フラッシュ	0.00	0.00	導入されていない
低温バイナリー	0.00	0.00	導入されていない
森林吸収量	—	17.24	過去の吸収量の平均値のまま推移する
合計	19.69	24.76	意欲的シナリオ以上の温室効果ガス削減量が見込める

注：合計値は端数処理の関係で一致しないことがある。

最終目標年の再エネ導入目標及び設定内容

区分	目標値		設定内容
	設備容量 (MW)	温室効果ガス削減量 (千t-CO2)	
太陽光（建物系）	6.93	2.08	町民の33.9%（太陽光導入に前向きな回答した全数）が導入する
太陽光（土地系）	28.44	9.40	
陸上風力	27.28	14.82	再エネ導入可能量の10%相当が導入される
小水力	1.07	1.41	既存設備に加えて計画中のものが導入される
バイオマス	1.86	0.74	京極温泉の重油ボイラー2基が木質バイオマスボイラーに置き換わる
蒸気フラッシュ	0.00	0.00	導入されていない
低温バイナリー	0.00	0.00	導入されていない
森林吸収量	-	17.24	過去の吸収量の平均値のまま推移する
合計	65.58	45.69	意欲的シナリオ以上の温室効果ガス削減量が見込める

注：合計値は端数処理の関係で一致しないことがある。

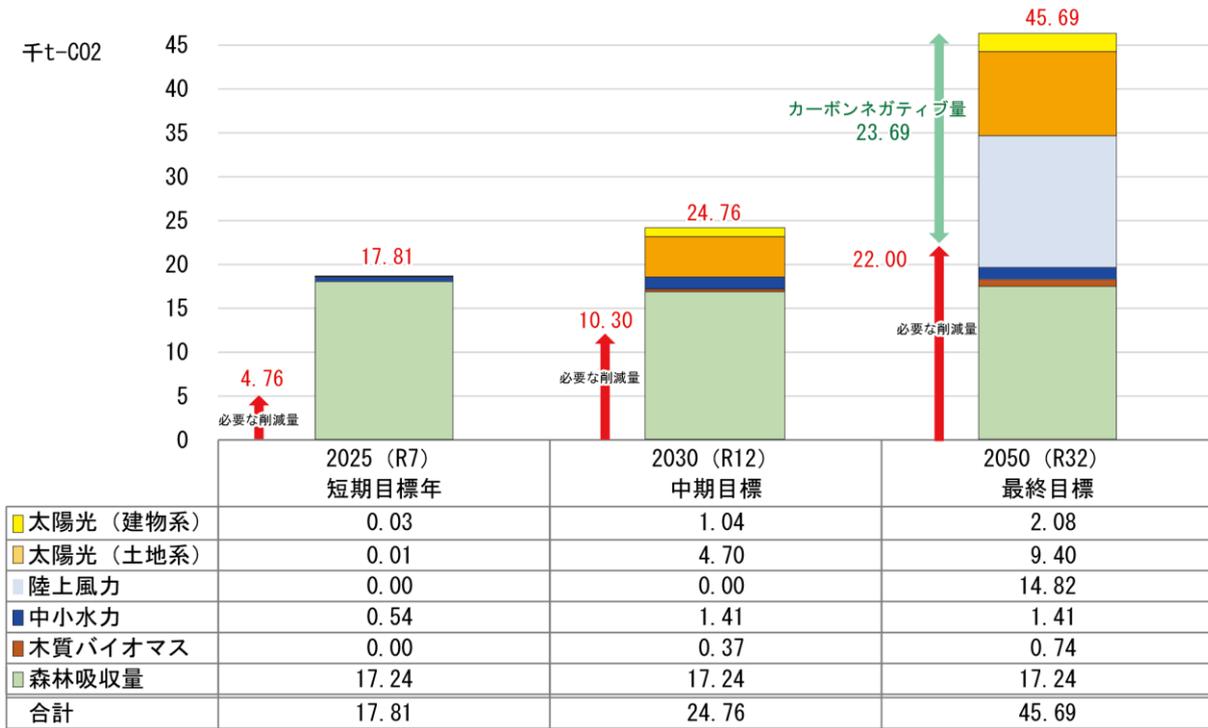
各目標年の再エネ導入による温室効果ガス削減量は図6に示すとおりです。

森林吸収量（17.24千t-CO2）だけで短期～中期目標年に必要な温室効果ガス削減量の確保が可能です。

最終目標年は徹底した省エネが実施されている「現計画パターン」の温室効果ガス排出量（22.00千t-CO2、）全てに相当する森林吸収量と再エネ導入量が必要です。^{注）}

太陽光、陸上風力、中小水力の再エネ導入可能量の一部を勘案した最終目標の達成による温室効果ガス削減量は、合計45.69千t-CO2となり、ゼロカーボン達成に必要な温室効果ガス削減量が確保され、23.69千t-CO2のカーボンネガティブが可能となります。

各目標年の再エネ導入による温室効果ガス削減量



第7章 削減目標達成に向けた取組

7-1 将来ビジョン

再エネ施設・設備の導入と地産地消の仕組みの構築により、本町の経済的、社会的課題である人口減少に伴う農業・林業の衰退、地域に存在する企業の撤退等が、地域産業の継続的発展、定住人口の増加により、地域経済の安定化とゼロカーボンの両立が期待できる将来ビジョンを検討しました。

将来ビジョンのテーマ

テーマ	内容
持続可能なまち	<p>地域資源を活用した再エネ導入によってエネルギーの地産地消の好循環が促され、すこやかに暮らしつづけることができる持続可能なまちづくりが達成される。</p> <p>発電を広域連携地域へも供給できる体制をつくり、広域連携間における災害レジリエンスの強化、再エネによって財政の健全化が図られる。</p> <p>本町は、積雪寒冷地であることから、冬期間の暖房使用による温室効果ガス排出量が多いこと、公共施設等は老朽化が進んでいることから、施設設備に再生可能エネルギーを活用した暖房機器を効果的に導入することで大幅な温室効果ガス排出の削減が図られる。</p>
地域ブランド力が発揮された農林業	<p>スマート農業・スマート林業の取組によって収益率を向上させ、林業では、「植えて、育てて、伐って、使って、また植える」のサイクルを確立することで、あらたな付加価値の創出及び販売促進に繋げる。</p> <p>また、既存の町内企業が再エネ・省エネに関連した産業に参入することで、新たな雇用の創出や産業の維持が図られ地域経済の好循環につながる。</p>
自然と調和した観光地	<p>羊蹄山やふきだし公園等の湧水の恵みを守りつつ、再エネを活用した体験型施設のような新たな観光資源、観光コンテンツにより、観光産業が発展するほか、関係人口が増大し、さらには、地域住民の定住化、起業・移住の促進を図られ、人口減少の抑制につながる。</p>
だれもが住みよいまちづくり	<p>再エネの導入によって自動車道や歩道、近隣町村との2次交通の整備も図られるほか、住みよいまちづくりにより子育て環境や福祉環境の改善を図られ、全ての人が豊かにすこやかに暮らしつづけることができる。</p>

2050ゼロカーボンの達成 将来の姿 「みんなでまもりつづける。羊蹄山と湧き水のまち 京極」

持続可能なまち

- ・エネルギーの地産地消の仕組みの確立
- ・広域連携間におけるエネルギー供給
→広域地域全体での災害レジリエンスの強化
→供給と需要の融通管理
- ・再エネによる財政健全化
- ・町内企業のエネルギー関連産業への進出
- ・再エネ産業の拡大
- ・公共施設等への省エネ・再エネ・創エネ・畜エネ設備の導入
- ・地域材による住宅建設

地域のブランド力が発揮された農林業

- ・スマート農業・スマート林業による収益率の向上
- ・森林のCO2吸収量の増加
- ・木材製品の流通促進・付加価値の創出

エネルギーの 地産地消

自然環境と調和した観光地

- ・自然観光を生かしたブランディングの強化
- ・ゼロカーボンのPRによる新たな観光資源の開発、ICT技術などを活用した観光コンテンツの開発
- ・広域観光の推進
- ・体験型施設の整備
- ・テレワークの環境整備

だれもが住みよいまちづくり

- ・家庭電力の自家消費型
- ・地域住民の定住化
- ・起業・移住の促進
- ・企業誘致の促進
- ・自動車道、歩道の整備
- ・スマートLED街路灯、ソーラーLED街路灯
- ・生ごみの分別回収、有効利用
- ・自動運転の電動バス等による二次交通の確保

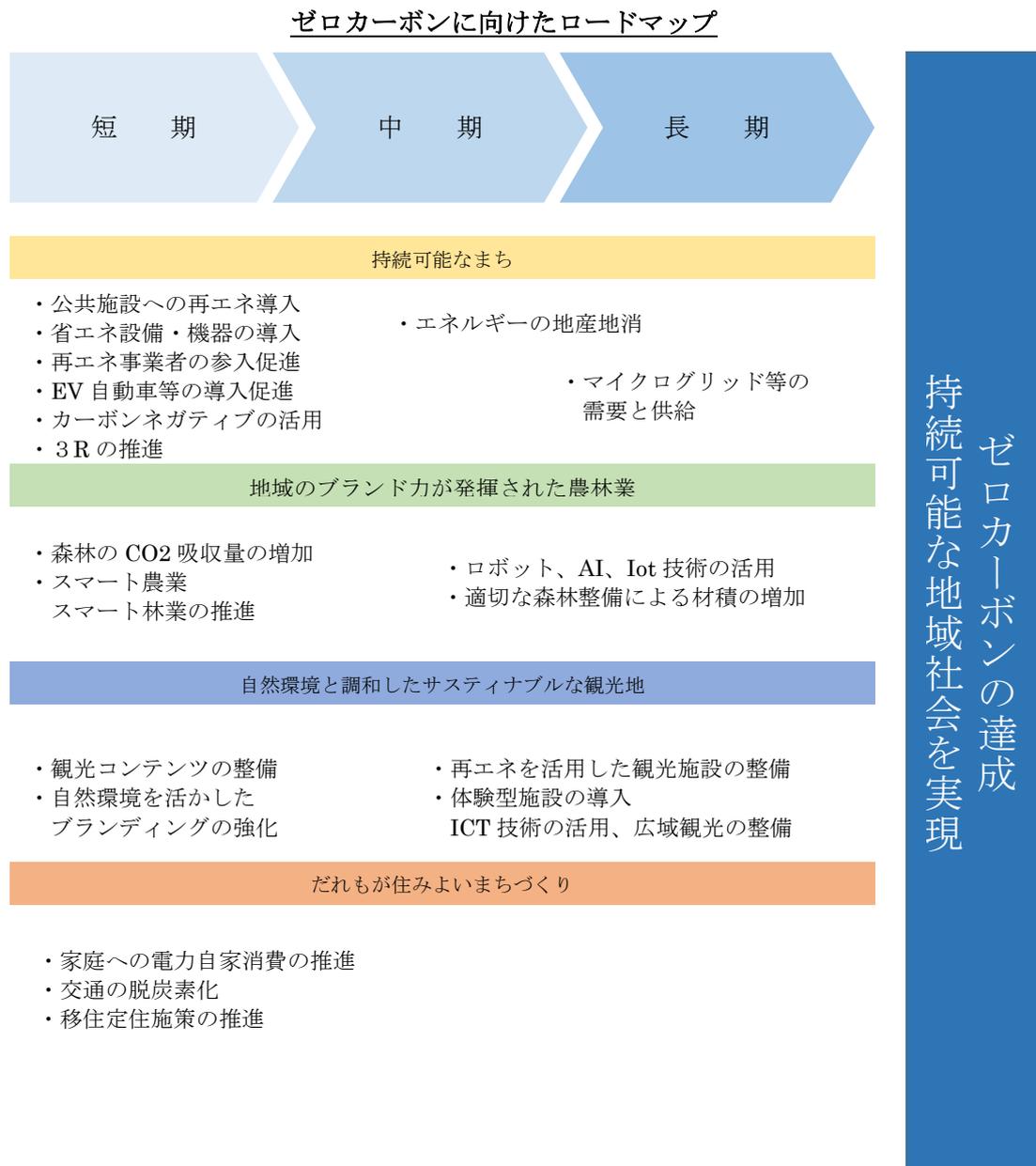
分野毎の主な対策・施策

分野		主な対策・施策
エネルギー 起源 二酸化 炭素	産業部門	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ設備の導入とエネルギー利用の効率化の促進 ・再生可能エネルギーの導入促進
	業務その他部門	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ設備の導入とエネルギー利用の効率化の促進 ・再生可能エネルギーの導入促進 ・建築物の省エネ化（ZEB）
	家庭部門	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ設備の導入とエネルギー利用の効率化の促進 ・再生可能エネルギーの導入促進 ・住宅の省エネ化（ZEH）
	運輸部門	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代自動車の導入促進 ・エコドライブや公共交通機関の利用促進 ・物流の効率化・脱炭素化
吸収源対策		<ul style="list-style-type: none"> ・活力ある森林づくり ・道産木材の利用促進 ・企業等と連携した森林づくり ・環境保全型農業の推進 ・都町の緑地の保全や都町緑化を推進 ・自然環境保全地域等の適切な管理や監視等 ・藻場・干潟の造成・保全の推進

出典：「北海道地球温暖化対策推進計画（第3次）改訂版」（令和4年3月）

7-2 ゼロカーボンに向けたロードマップと施策の展開

ゼロカーボン達成に向けた短期・中期・長期の施策を温室効果ガスの削減目標とともに展開することを想定した。将来ビジョンの4テーマ「持続可能なまち」、「地域ブランド力が発揮された農林業」、「自然と調和した観光地」、「だれもが住みよいまちづくり」に基づいたロードマップは下図のとおりである。



「持続可能なまち」の施策

No	施策	指標		
		単位	目標	
1	公共施設への再エネ導入	木質バイオマスを活用した再エネ導入	CO2削減量	中期 370t-CO2 長期 740t-CO2
		その他再エネ設備の導入	新築・改修時には全て検討	
2	省エネ設備・機器の導入	公共施設への導入	新築・改修時には全て検討	
		町民・事業者への制度周知	情報提供体制の維持	
3	再エネ事業者の参入促進	適切な設置に関する情報発信	情報提供体制の維持	
		発電の町内への優先的な供給の要請	-	増加
		理解促進に係る協力体制	情報提供体制の維持	
4	EV自動車等の導入促進	公用車への導入	導入台数	長期で全車両
		充電設備の設置推進	設置数	増加
		町民への導入促進	導入台数	増加
5	地域材の利用促進	公共施設への利用	-	増加
		住宅等への利用	-	増加
6	カーボンネガティブの活用	カーボンオフセットの推進	導入量	増加
7	3Rの推進	ゴミ排出量の削減	排出量	継続的に減少
8	エネルギーの地産地消	地域資源による再エネの導入	-	実現
		マイクログリッド等による融通管理	-	実現
		近隣自治体との連携	-	実現

ZEB・ZEHとは

一次エネルギー（化石燃料、自然エネルギー等から直接得られるエネルギー）の消費量を、省エネ機能の向上や再生可能エネルギー（創エネ）の活用などにより削減し、年間を通してゼロ又は概ねゼロにするシステムを備えたビル、住宅。

ZEB：ゼロ・エネルギー・ビルディングの略。

ZEH：ゼロ・エネルギー・ハウスの略。

レジリエンスとは

レジリエンスとは強靱性のことであり、ここでは災害時等の非常における電力等の供給体制の維持、復旧に備えたエネルギーシステムの強靱性を示す。特に近年の自然災害の頻発・被害の甚大化傾向から、レジリエンスの強化の必要性が高まっているとともに、長期的な脱炭素化も見据えて再エネの主力電源化を達成していくことも必要となっている。電力などのレジリエンスは、家庭規模からようてい山麓自治体等の広域地域全体で高めることが望まれる。

2020年2月に閣議決定された「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」（エネルギー供給強靱化法案）では、強靱かつ持続可能なエネルギー供給体制を確立するための措置として以下の施策を講ずることとしている。

1. 災害時の送配電事業者の連携強化やプッシュ型ネットワーク整備計画などによる送配電網の強靱化
2. 災害に強い分散型電力システムの整備
3. FITに代わるFIP制度の創設
4. JOGMECによるリスクマネー供給支援などを通じた燃料等の安定供給の確保

地域マイクログリッドとは

小規模な発電施設を分散して利用することで、災害時等にも安定的に電力を供給するシステム。既存の系統接続に加え、自営線を引く事例がほとんどである。

方法	内容
再エネ等の地産地消重視型	小規模・分散型の発電所をネットワークに組み込み、発電量が地域の電力需要を上回れば蓄電池に充電し、電力需要が発電量を上回る時間帯に放電することで、電力需給バランスをコントロールする。
災害時対応重視型	電力ネットワークは電力系統と接続しているが、災害時などに系統から切り離し、独立して運用可能とする。ネットワーク内に、電力負荷に加え分散型電源、電力貯蔵装置等を有する。



出展「葛尾村スマートコミュニティウェブサイト」(葛尾村)

「地域ブランド力が発揮された農林業」の施策

No	施策	指標		
		単位	目標	
1	森林のCO2吸収量の増加	森林の適切な管理	CO2吸収量	増加
		所有者不明森林の集約化		
		間伐材、林地残材の有効活用		
2	スマート農業、スマート林業の推進	ロボット、AI、Iot技術の活用	従事者数	増加
		担い手の減少、高齢化の改善		
		収益性の向上	農業産出額	増加

スマート農業とは

「スマート農業」とは、「ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用する農業」のことであり、以下の作業の自動化、情報共有の簡易化、データの活用が図られる。農林水産省「農業支援サービス」を通じて、農業現場における作業代行やスマート農業技術の有効活用による生産性向上支援等の他、補助金や融資等の施策を展開している。

① 作業の自動化

ロボットトラクタ、スマホで操作する水田の水管理システムなどの活用により、作業を自動化し人手を省くことが可能になる。

② 情報共有の簡易化

位置情報と連動した経営管理アプリの活用により、作業の記録をデジタル化・自動化し、熟練者でなくても生産活動の主体になることが可能になる。

③ データの活用

ドローン・衛星によるセンシングデータや気象データのAI解析により、農作物の生育や病虫害を予測し、高度な農業経営が可能になる。

「自然と調和した観光地」の施策

No	施策		指標	
			単位	目標
1	観光コンテンツの整備	体験型観光施設の整備	-	実現
		広域観光の推進	観光客入込数	増加
		ICT技術の活用		
2	自然環境を活かしたブランディングの強化	再エネを活用した観光施設の整備	-	実現
		広域観光の推進	観光客入込数	増加
		ICT技術を活用した広報活動の推進		

観光のICT化とは

観光庁は2010年12月に「観光ICT化促進プログラム」を策定しており、助成制度を創設している。

観光客は9割以上が旅行前～際中～旅行後においてインターネットで情報を収集や決済を行っており、観光産業のICT化は不可欠である。地域での一般的な需要として観光施設でのWIFI通信提供サービス、デジタルサイネージ（ディスプレイ等による情報提供）、VRやARなどを活用した、博物館や資料館での体験コンテンツがある。

地域ブランディングとは

社会全体に、地域のサービスを「その地域ならではのもの」として認識させ、他と差別化する取組であり、ブランディングの成功により観光産業の活性化が期待できる。

観光客自身が地域で出来ることを伝えることが必要であり、地域が見せたいものではなく、顧客が実際に経験できるものを、魅力的に伝えることが重要である。

「誰もがすみよいまちづくり」の施策

No	施策	指標		
		単位	目標	
1	家庭への自家消費の推進	補助制度等の情報提供の実施	設置数	全域
		自家消費への補助等の実施		
2	交通の脱炭素化	自動運転等による二次交通の確保	-	実現
		自動車道、自転車道、歩道の整備	-	実現
3	移住定住施策の推進	再エネによる雇用者の増加	転入者数	増加
		就業環境の改善、就業先の確保	就業人口	増加
		快適な住環境の整備	世帯数	増加
4	安全安心なまち	LED街路灯の設置	設置数	町内全て
		除排雪へのエネルギーの2次利用	-	実現
5	近隣自治体との連携	生活機能強化のための連携	-	実現
		デジタル化による連携	-	実現
		エネルギーの連携	-	実現

「定住自立圏構想」とは

「定住自立圏構想」は総務省による政策である。市町村の主体的取組として、「中心市」の都市機能と「近隣市町村」の農林水産業、自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、NPOや企業といった民間の担い手を含め、相互に役割分担し、連携・協力することにより、地域住民のいのちと暮らしを守るため圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策である。

近隣では小樽市が中心市として積丹町、仁木町、赤井川村、古平町、余市町と協定を結び、「生活機能の強化」、「結びつきやネットワークの強化」、「圏域マネジメント能力の強化」に係る政策分野で協定を結んでいる。

定住自立圏のイメージ



出展：総務省HP

7-3 具体的な施策

7-3-1 役場庁舎周辺マイクログリッド化

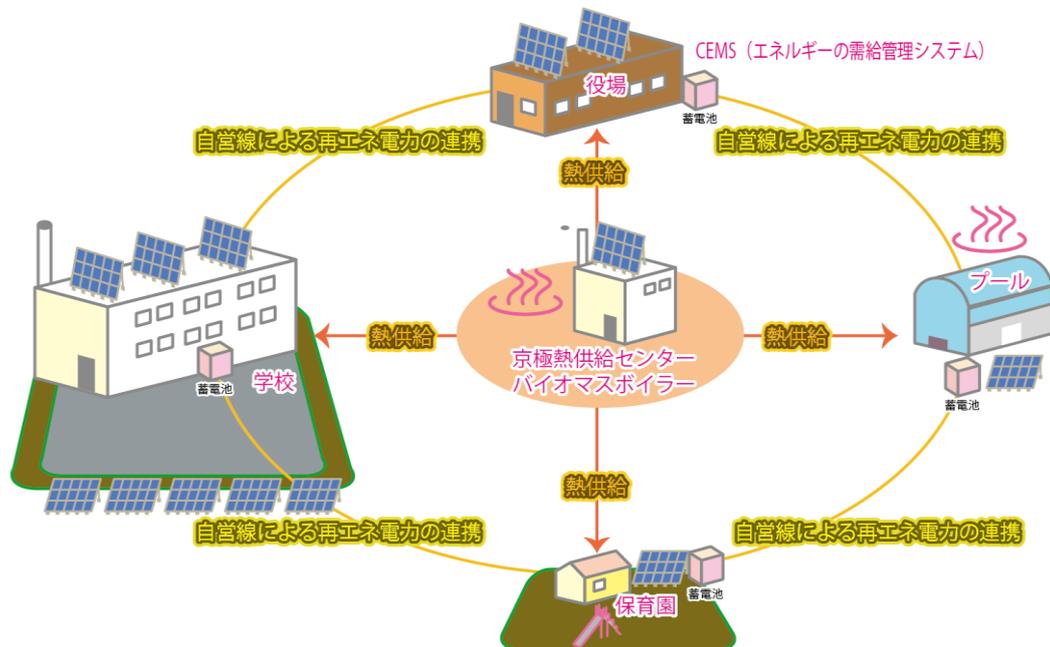
京極町役場周辺に隣接している公共施設（京極小学校、京極中学校、給食センター、京極保育園、京極温水プール）のリジリエンスの強化（非常時の既存系統線からの電力供給の停止）及び再エネの地産地消を目的とします。

京極町内の木質バイオマス等を用いた熱供給システムと太陽光発電による電力連携を組み合わせたマクログリッドシステムを構築します。京極町マイクログリッド構想設備は下表のとおり。

京極町マイクログリッド構想イメージは下図のとおりです。

京極町マイクログリッド構想設備

設備	役割	検討課題
太陽電池等	<ul style="list-style-type: none"> 自家消費分の電力の発電 非常時に備えて各施設に蓄電池を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の屋根置きだけでは十分な電力を得られないため、近隣未利用地等に太陽光発電所の建設の検討が必要
バイオマスボイラー等	<ul style="list-style-type: none"> 各施設の熱需要に対応する「熱供給センター」 雇用の創出 	<ul style="list-style-type: none"> 出力や運転方法の計画 運転に係る人件費が必要 燃料の木質バイオマスの調達についてよい森林組合との協議が必要
蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> 非常時に備えた一定量の蓄電 充放電により各施設で融通する。 	<ul style="list-style-type: none"> 各施設の太陽電池の規模や運用を勘案した設計検討 蓄電池となりえるEVやPHVが導入・運用検討
自営線	<ul style="list-style-type: none"> 既存系統線から電力供給が停止した際に各施設間で電力を融通する。 	<ul style="list-style-type: none"> 供給ネットワーク、電線容量、設置位置の検討
CEMS	<ul style="list-style-type: none"> エネルギーの需給を管理する。 平常時の蓄電・売電、非常時の各施設への電力供給を管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> 想定されるあらゆる需給変動に対応可能なシステムの検討



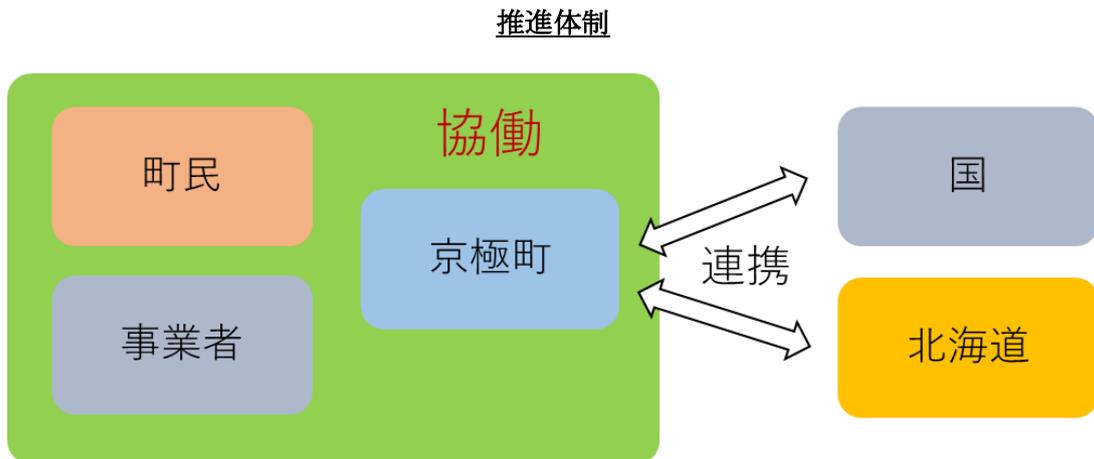
京極町マイクログリッド構想イメージ

第8章 計画の推進体制・進行管理

8-1 推進体制

再生可能エネルギー導入や地球温暖化対策、環境全般に係る政策については、町民・事業者と町の間で検討を行いながら、連携、協働のもと、本計画を推進します。

また、関係機関、団体との情報共有を図りつつ、国や道と連携することにより各対策を効果的かつ効率的に進めていきます。

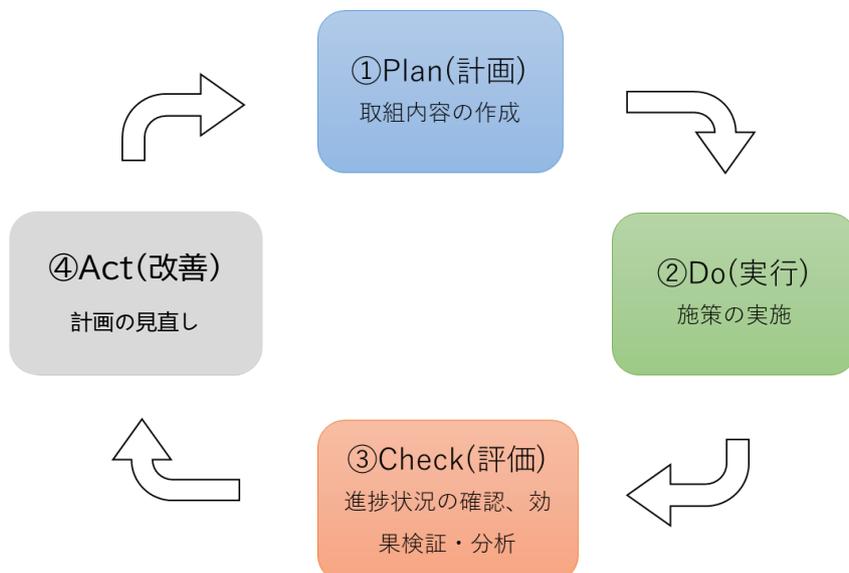


8-2 進行管理

取組の進捗状況、目標の達成状況を定期的に把握・評価し、必要に応じて本計画の見直し・改善を行うため、「Plan（計画）」、「Do（実行）」、「Check（評価）」、「Act（改善）」のPDCAサイクルにより計画を推進します。事務局は年度毎に点検を行い、計画期間全体の進捗を評価し、計画の見直しを検討します。

また、計画の実施状況については、町のホームページや広報誌で周知します。

進行管理のしくみ



第9章 資料編

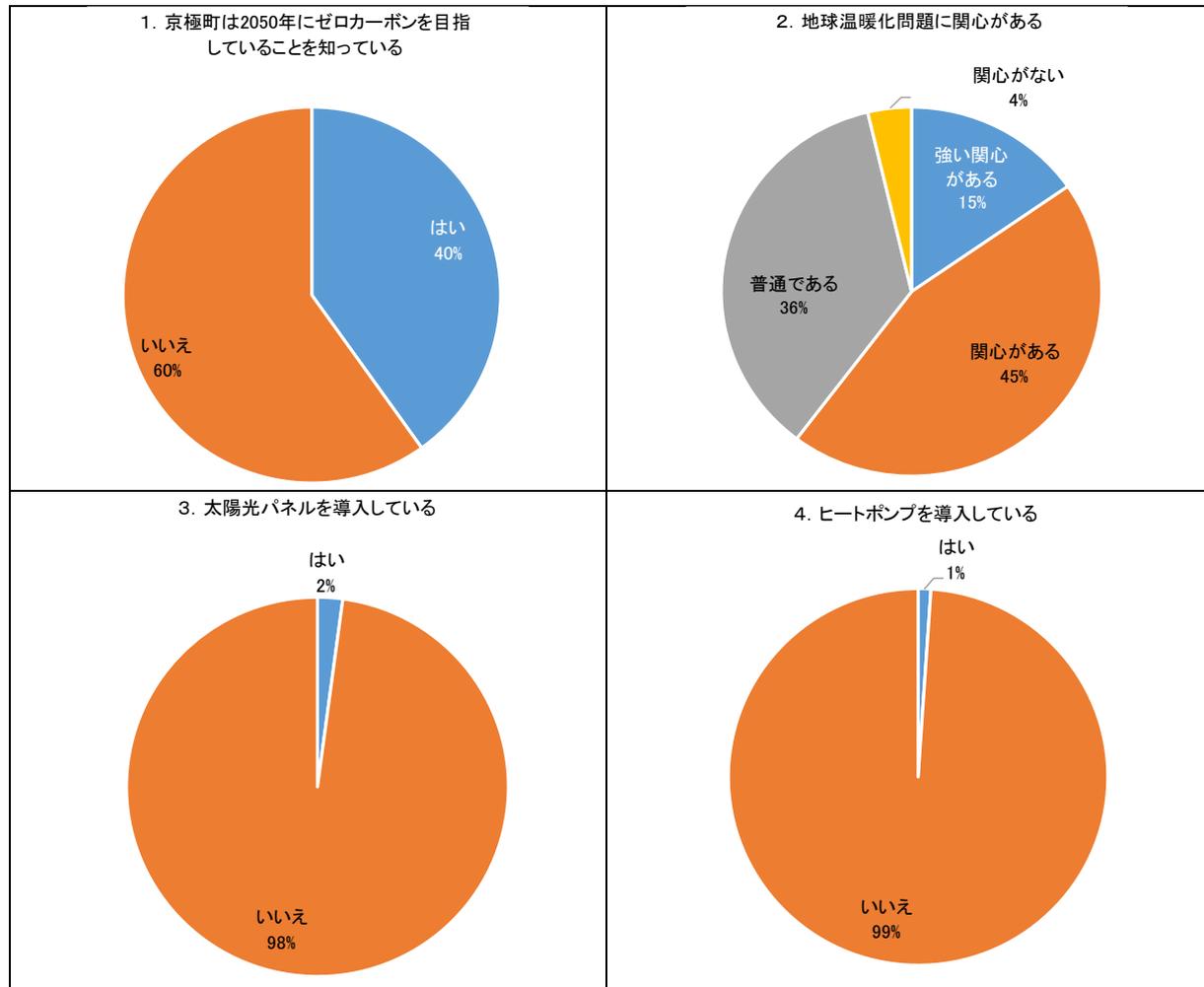
9-1 町民・事業者アンケート調査

9-1-1 概要

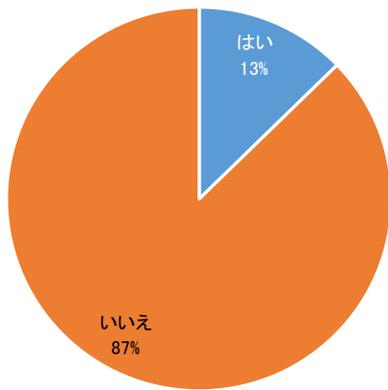
2050年ゼロカーボンシティの実現に向けた具体的な施策等を検討するため、地球温暖化対策や再生可能エネルギーの導入に関する取組状況の実態・意識・課題の把握を目的として町民及び町内事業者にアンケート調査を実施しました。

町民アンケートの回答率は、15%（全戸1,240戸のうち189）、事業者アンケートの回答率は、50%（個人事業主を除く66事業者のうち33）でした。

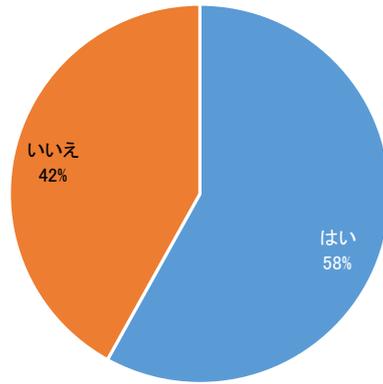
9-1-2 町民アンケート調査結果



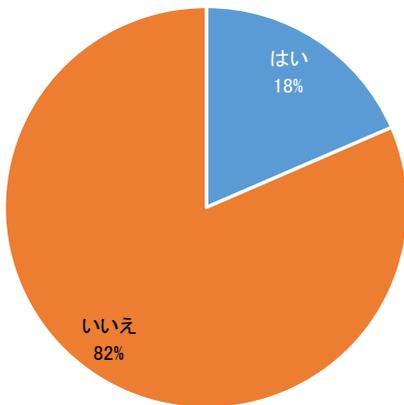
5. 薪ストーブを利用している



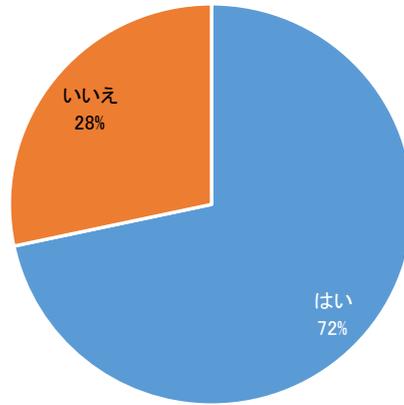
6. 5で「はい」と答えた人は薪を町内から調達しているか



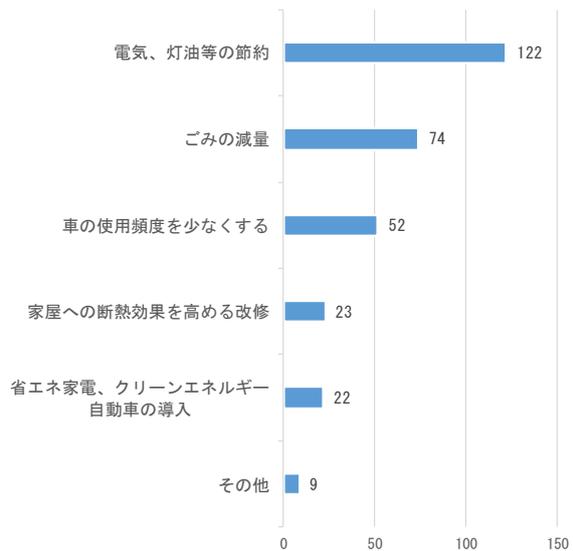
7. 最近2、3年で電力会社、ガス会社の変更もしくは検討をしたか



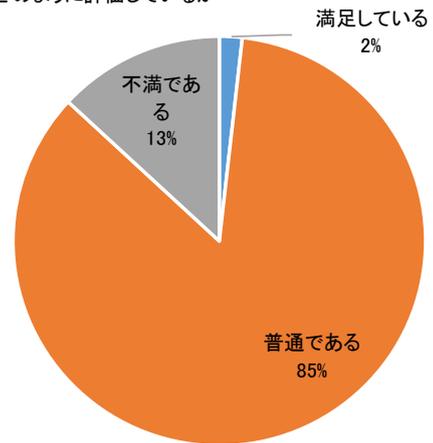
8. 省エネ対策を何か実施しているか



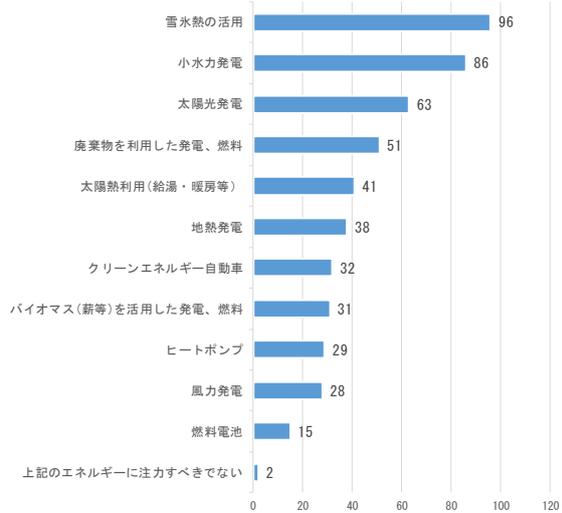
9. 8で「はい」と答えた人が実施している内容



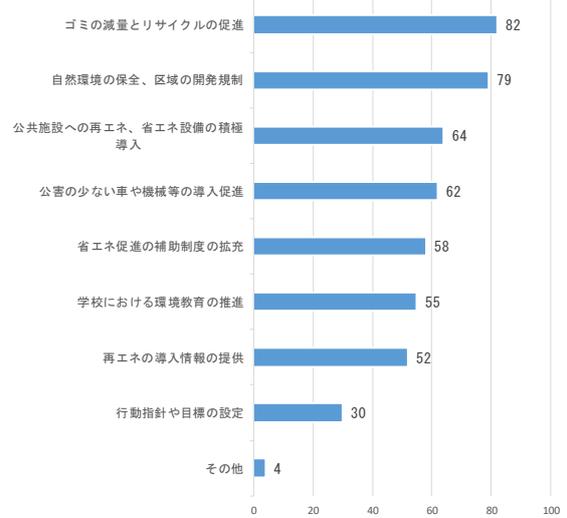
10. 京極町の節電、省エネ等の取り組みについてどのように評価しているか



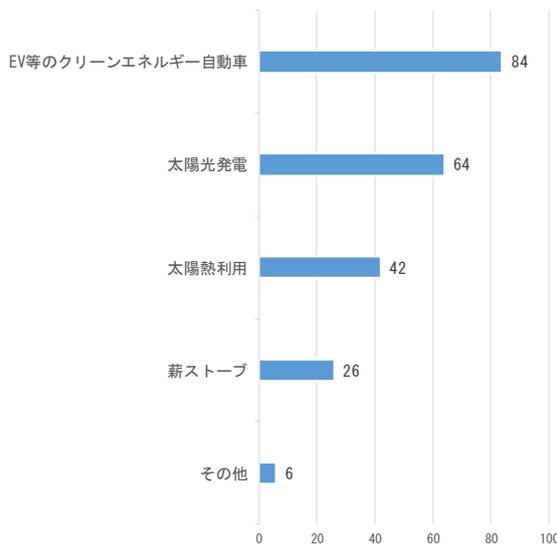
11. 京極町が導入すべき再生可能エネルギーは何か



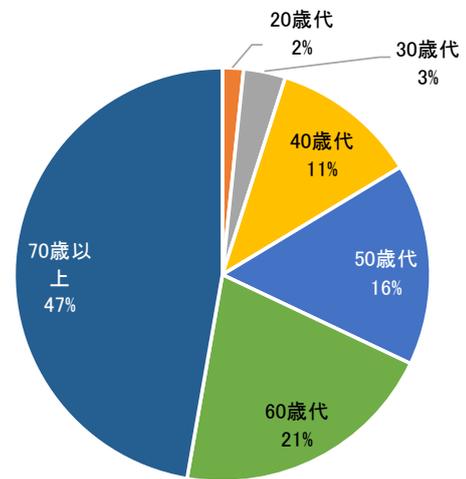
12. 地球温暖化のために希望する施策は何か



13. 今後、家庭で利用してもよいと思うものはどれか



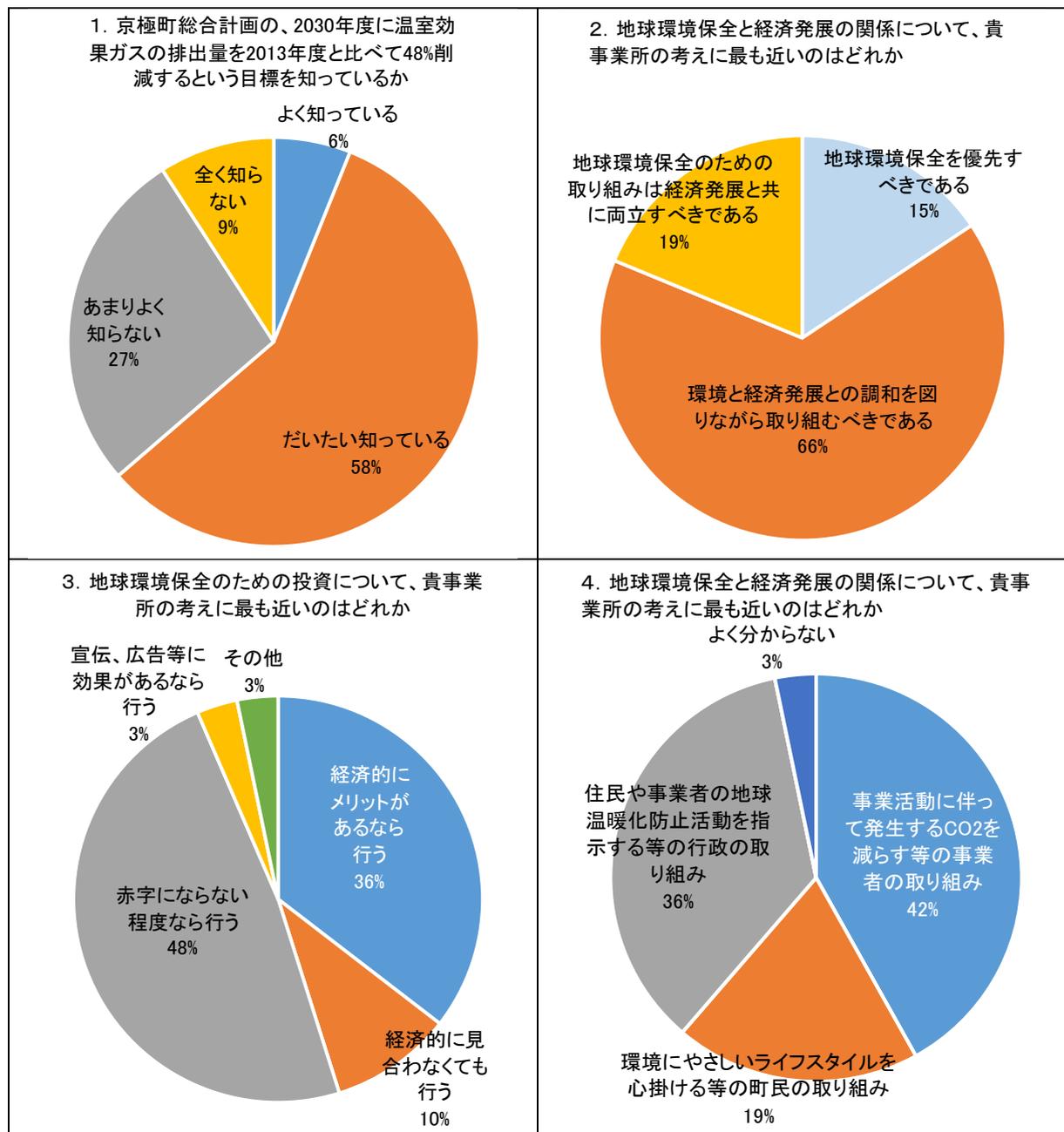
14. 年代



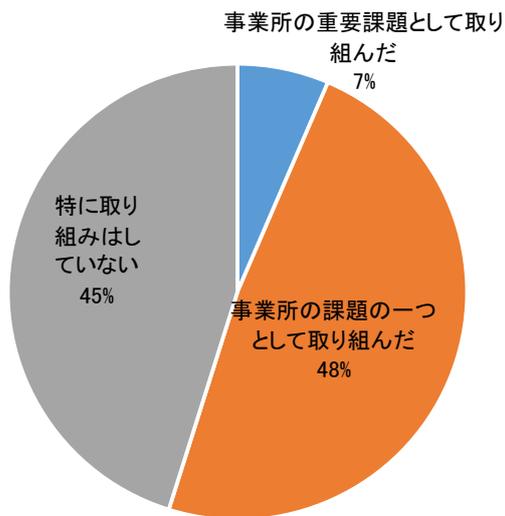
15. 自由回答:京極町における地球環境問題・新エネルギー導入の取組に対するご意見・ご要望・アイデア

No.	回答概要	類似の回答件数
1	京極町は水の豊かな町であり、水力発電を活用すべきである。	7
2	個人の省エネ対策に補助・助成を出してほしい。	7
3	太陽光発電・風力発電には反対、または疑問を感じる。	5
4	2050年までのゼロカーボン・脱炭素達成を町で目標としているという事が、町民に周知されていないと感じる。	3
5	より低コストになれば、導入も検討しやすくなる。	3
6	森林（自然環境）の保全を大切にしてほしい。	3
7	原子力発電には反対である。	3
8	原子力発電を活用すべきである。	2
9	京極町は発展に興味がなく、遅れている。	2
10	高齢者の多い町であり、より安全に、負担にならないことから始めていけたら良い。	2
11	節電・ゴミの削減程度でも、地球温暖化は地球規模で考え、続けていくことが大切。	2
12	分からないことが多いため、意見交換会や勉強会などを開催してほしい。	2
13	雪の活用も検討すべきである。	1
14	山林の管理、天然林の伐採期間を早くする。	1
15	羊蹄管内における、自動車以外の移動手段を増やす。	1
16	子孫の為にと関心はあっても、今出来ることが良くわからないのが実情。	1
17	環境問題、新エネ導入と財政負担のバランス、どちらを優先するかが問題。	1
18	リスクをしっかりと考えてほしい。利権には流されないで。	1
19	身体不自由につき、考える余裕がない。	1
20	オール電化のため電気代がとても高い。	1
21	薪ストーブにあこがれもあるが、どうしたらよいか悩んでいる。	1
22	地熱利用の融雪システム、特に80代高齢者の除雪現状を軽減する必要性を強く感じる。	1
23	出来るだけ省エネ等に気をつけて生活したい。	1
24	電気自動車は省エネだが、コストが高い。今あるものを大切に使うことが省エネになる。	1
25	導入コストが高いので個人では難しいが、官民一体で成功事例を早急に作り出して普及に努め、京極をモデル都市化して欲しい。	1
26	地域の活性化を望まなければ少子高齢化、活性化を望めば開発が必要。このバランスは難しいが、個人的には後者が良いと感じる。	1
27	再生可能エネルギーの発電方式は小規模な物ほど利点がある。住宅の高気密・高断熱化、家庭での発電。これがコスト面でも安く最小限のエネルギーで生活を維持できる。	1
28	無駄なエネルギーの削減、エネルギー消費を必要最小限とする方法、新たなエネルギーを生み出す研究には大いに賛成。	1
29	個人での省エネ対策は限界がある。夫婦のみあるいは独居老人は、町の中央に複合施設を作って集合することを考えた方が良い。	1
30	そもそも地球温暖化はCO2によるものなのかが疑問である。地球単位で見れば地球は氷河期と間氷期（温暖期）を繰り返している。	1
31	除雪のためなのか、街の中の樹木が少なくなったように思う。公共施設や団地の壁側やバス停など、除雪のじゃまにならない所に木を植えると、木陰も出来て良いのではと思う。	1

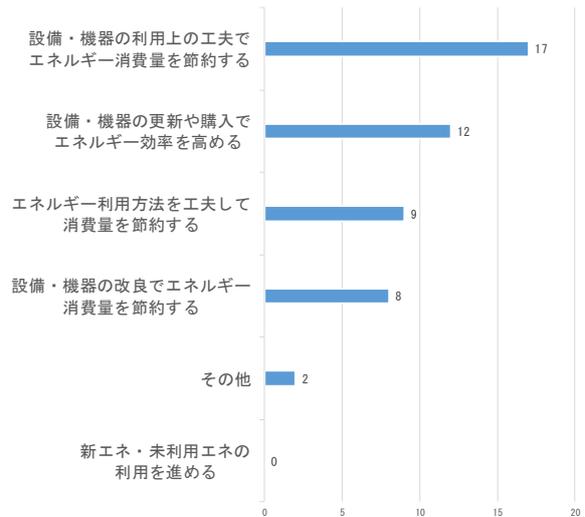
9-1-3 事業者アンケート調査結果



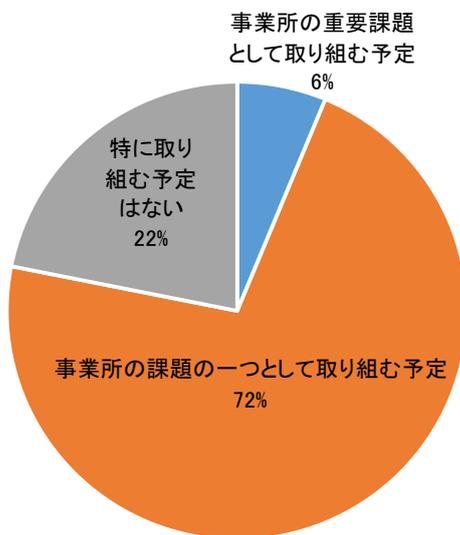
5. 過去5年間における省エネの取り組み状況



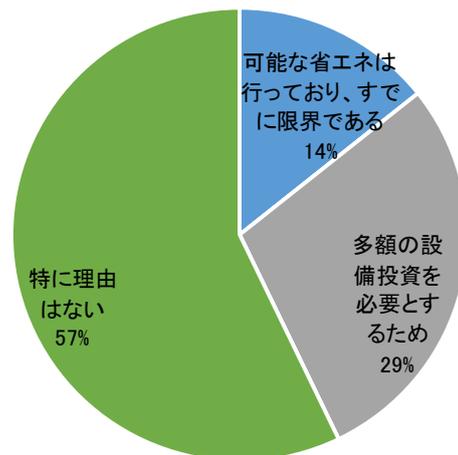
6. 貴事業所での省エネの方法



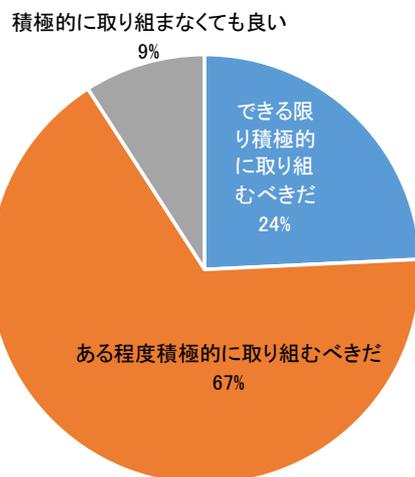
7. 今後における省エネの取り組み



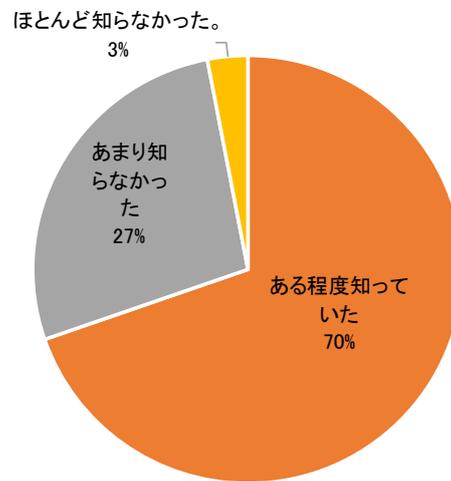
8. 設問7で取り組む予定はないと答えたその理由



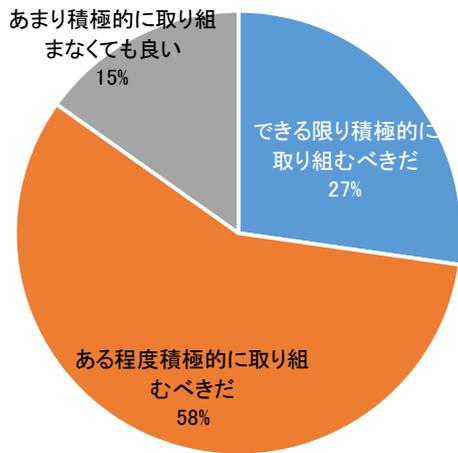
9. 京極町は地球温暖化問題に対し、どの様に取り組むべきだと思うか



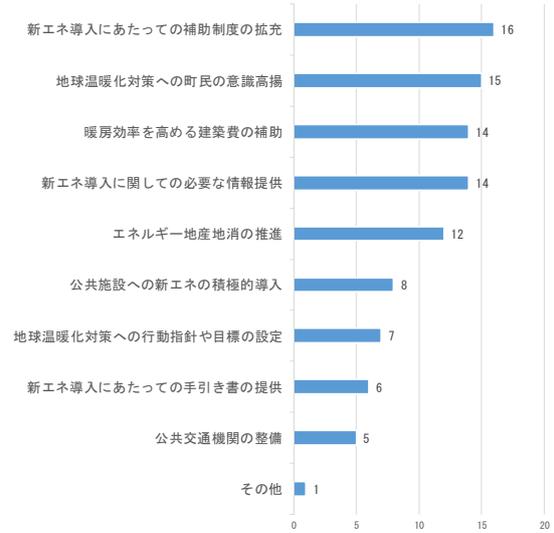
10. 地球温暖化対策としては、再生可能エネルギー導入が必要だと言われているが、どの程度知っていたか



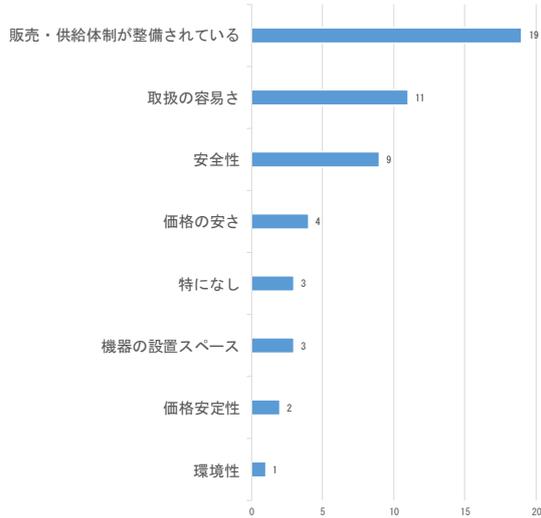
11. 京極町は再生可能エネルギーの導入に関し、どの様に取り組むべきだと思うか



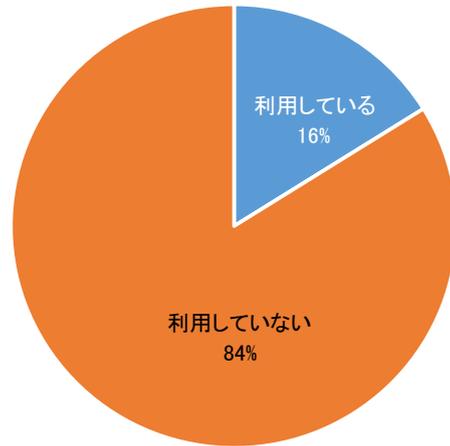
12. 再生可能エネルギー導入を促進するために希望する施策は何か



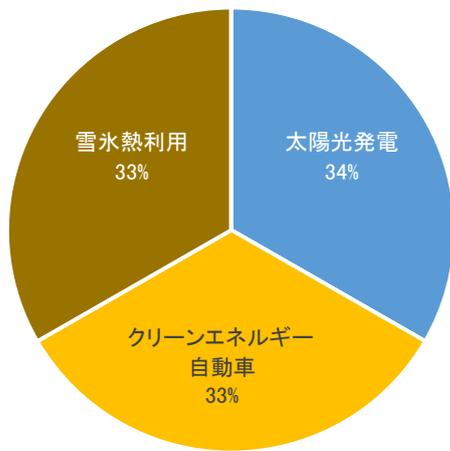
13. 貴社で現在使用しているエネルギーを選択した理由



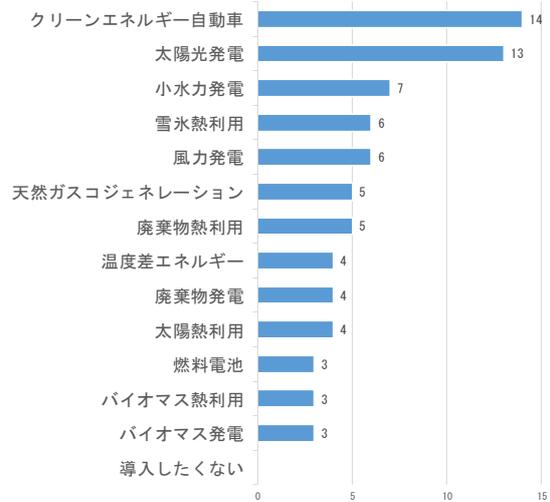
14. 現在、再生可能エネルギーを利用しているか



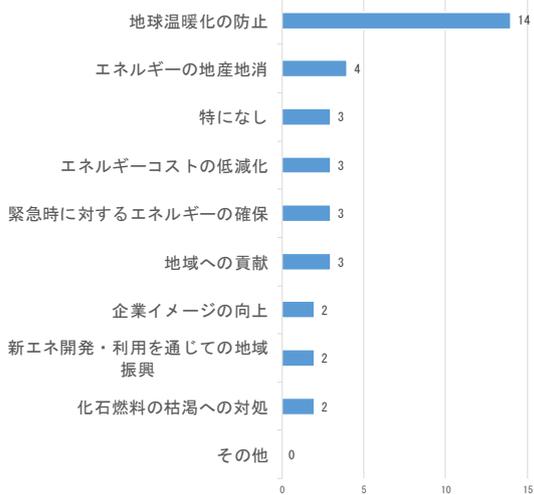
14-1. 設問14の利用している再生可能エネルギーは何か



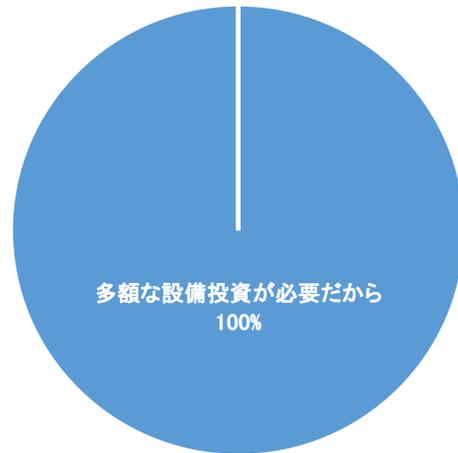
14-2. 今度導入してみたい再生可能エネルギーは何か



15. 再生可能エネルギー導入の位置づけについて貴事業所の考えに最も近いのはどれか



16. 再生可能エネルギーの導入を検討しないと答えた最も大きな理由は何か



- 多額な設備投資が必要だから
- エネルギー源が確保できないから
- 導入にあたっての建物に問題があるから
- エネルギーコストが高つくから
- 補助・支援制度が不十分だから
- 他の経営課題を優先しているから
- その他

17. 自由回答：京極町に対する再生可能エネルギーの導入に関するご提案・ご要望

No.	回答概要	類似の回答件数
1	補助制度が必要。	1
2	様々な再生可能エネルギーについて、コスト、利用しやすさなどの調査が必要。様々な分野の専門家の意見を参考にすべきである。	1
3	京極町の二酸化炭素の排出量を町民に分かるように提示をする。学校、公共施設、商店、一般家庭等の排出量を提示。排出量の多い物から改善の検討をしていく。京極町の広報誌などに状況の発信をする。常に意識をしてもらう様にしていく必要がある。	1
4	京極町の水力発電への取組ができていない。町簡易水道浄水場やふきだし公園の湧水などの豊かな水を活用し、京極町の経済発展が図られたら良い。	1
5	京極町の地域特性による影響（たとえば積雪が太陽光パネルに及ぼす影響など）をメーカーに対して発信して欲しい。	1
6	再生可能エネルギー・省エネ等の事業は実行して欲しい。これら実行する事で原子力発電所は必要なくなる。	1
7	政策課題は山積しており、優先順位をしっかりと把握し、町民経済と財政基盤保持に務めて欲しい。	1
8	京極町は林業の町であるので、森林資源を利用した方法を考えてみてはどうか。CO2 を減らす為にも有用な方法である。	1

9-2 町内事業者ヒアリング調査

9-2-1 概要

町内の主要な事業者（ようてい森林組合、北海道ミネラルウォーター株式会社、株式会社パイオニアフーズ未実施、久保砕石工業株式会社）を対象とし、ヒアリングを実施しました。

9-2-2 町内事業者ヒアリング結果

ようてい森林組合聞き取り記録

日時：令和4年08月19日（金） 11:00～11:45

場所：ようてい森林組合

聞き取り結果：

○チップ

- ・チップは生産している。用途は暗渠の基礎（5000 円/m³）、散策路のマルチ（ごく一部）、王子製紙への販売（5650 円/m³）。京極町で木質バイオマスを導入する場合には協力したい。
- ・樹皮は養豚場（500 円/m³）、おが粉は酪農など、原木は100%使い切っている。ペレットは生産していない。

○ボイラー

- ・チップを燃料として検討したことがあるが、重油と比較して優位性がなく、実現していない。現在の再エネ導入促進という背景から、京極町に協力できると考えている。ボイラーも小型化し、高性能になっていると聞く。

○林地残材

- ・林地残材の集積を検討したことがあるが、実現しなかった。林地残材は土壌の付着、樹種の不均一など、品質が安定せず、集積・運搬も難しいためコストも高い。広葉樹は玉切り後の根元の部分が使えると思うが、苗を植えるタイミングも合わせての集積等が必要となる。

○薪の利用

- ・薪にはナラやイタヤを使うが広葉樹は少なくなっており、必要量の確保のため、京極町外からも購入し販売している。販売先はほとんどが個人だが、伊達の製糖工場の火付け用にも出している。0.81/m³（ひとしき）27,000 円+税である。カラマツ材を同じ太さにする機械があるが、そこから出る端材を買う人もいる。これはひとしき 5,000 円である。カラマツはヤニが多いので煙突が詰まりやすいが安い。

○林道について

- ・京極町は林道が整っており、集積・運搬が他の自治体より容易であり、森林管理に優位性がある。

○CO₂ 排出量について

- ・材積は増加しており、炭素吸収量は今後も見込めるが、組合での車両や重機で排出するCO₂について矛盾を抱えていると考えている。冬の暖機運転や効率よく車を使用するなど、そういったところで削減できるよう気をつけたい。

北海道ミネラルウォーター（株）聞き取り記録

日時：令和4年08月22日（月） 13:00～13:30

場所：北海道ミネラルウォーター株式会社

聞き取り結果概要：

○水利権について

- ・水利権は当社とパイオニアフーズと京極町が持っており、当社は450t/日である。原材料用、工場用水として使用している。30tの貯水タンクを2基使っている。吹き出し公園にポンプがあり、そこから配管が出て公園の下を通過して当社に来ている。
- ・このような規模で小水力が導入可能なら検討したい。
- ・製品になるのは流量の10～20%であり、残りは工業用水（350t）である。

○再生可能エネルギーの導入について

- ・太陽光、雪氷冷熱等は導入していない。

○電力消費量について

- ・当社は冷凍機や製氷機があるので、夏場で17万kw/月くらい使っており、電気料金がかさむ。

○既往の省エネ対策等

- ・飲料水の殺菌は蒸気熱を利用しているが、廃油ボイラーを使用している。廃油は、セコマ店舗のホットシェフで使用した食用油を精製して使う。2014年から工業用廃油ボイラーを動かしている。
- ・夏気には冷凍機の室外機にミストをかけて、気化熱で室温を下けている。
- ・冷凍機を全部更新した際には断熱材も交換し、屋根を白く塗ったら10℃くらい温度が下げることができ、室内の冷房が必要ないくらいになった。屋根の塗料は遮光性の高いものを採用しており、使用電力量は約10%低減できた。

○検討している省エネ対策等

- ・コンプレッサーの廃熱を活用し、工場の屋根の雪を溶かして落とすことを考えている。
- ・セコマ本社では容器のプラスチックを紙にするとか、ペットボトルのリサイクルなど、ゴミリサイクル工場を作る方向と聞いている。

株式会社パイオニアフーズ聞き取り記録

日時：令和4年12月1日（木）

場所：電子メールによる

聞き取り結果概要：

○水利権について

- ・水利権は0.04335t/secである。

○中小水力発電の導入について

- ・構想はあったが、メリッ的に全く合わないことから断念した。

○水の使用状況について

- ・洗浄・加熱・冷却・混入等。

○流量と落差（水の出る場所から、最終的に落ちる場所の高さ）はどの程度か

- ・4～5m程度（要実測）。

○雪氷熱の利用を検討したことはあるか

- ・雪氷熱については、春先冷蔵設備のない倉庫に雪を入れて保管温度を下げることに利用している。

久保砕石工業株式会社聞き取り記録

日時：令和4年11月09日（金） 11:00～11:30

場所：久保砕石工業株式会社

聞き取り結果概要：

○再エネ・省エネの取組について

- ・砕石業は、山から岩石を採掘し製品として販売することから、リサイクルの流れとは、相容れない部分がある中でも脱炭素の流れに沿うように努力している。
- ・作業機械は、更新時には排ガス規制に対応したものを積極的に採用している。
- ・小さい取組ではあるが、社屋の立て替えの際には照明をLEDするなどの対応を行っている。

○再エネ導入の可能性の可能性

- ・現場では10年以上前に電源を重油による自家発電に切り替えている。重油価格の高騰という背景があり、これに替わるものの検討が必要と認識しているが、現状ではまだ具体化した話はない。

○採石場の稼働状況

- ・1年のうち5月～9月が稼働時期であり、それ以外の期間の現場は休止している。
- ・事業活動は、地山から採掘し砕石までであり、製品の運搬は顧客側で行っている。
- ・現在は近隣の建設事業（高規格道路等）に需要があり、今後は新幹線に関連した需要増を想定している。

○町に対する要望

- ・再エネ導入に対する補助等の情報は、ある程度まで把握できるが、導入を検討する際に分かりやすく情報が取りまとめられていることが望ましく、検討もスムーズになると考える。
- ・現状に対し導入するとこのようなメリットがあるなどの具体例等の提供によって、導入検討がしやすくなると考えている。

○原石山掘削後の太陽光発電の可能性について

- ・事業計画は20～30年の期間となっており、終山は約15年後になると考えている。1年でどの程度掘って販売するというのが計画されており、30年後に終山という計画を提出し認可をもらっている。山の形状は、最終的には階段状になるが、原石山の下部は掘削後に埋め戻し、最短で15年後に終山となるため、そこに太陽光パネルを設置できる可能性がある。
- ・原石山は、会社の所有地と国有地が含まれる。

9-3 北海道景観条例に基づいた届出対象行為

京極町における北海道景観条例に基づいた届出対象行為

届出対象行為	規模										
<p>(1) 建築物でその高さ又は面積が右欄に掲げる規模を超えるものの新築、増築（増築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。）、改築（改築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。）又は移転</p>	<p>高さ10メートル又は延べ面積1,000平方メートル （都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域内における建築物にあっては、高さ13メートル又は延べ面積2,000平方メートル） ただし、増築又は改築にあっては、増築前又は改築前の建築物の規模が上記の規模を超える場合は、増築又は改築に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のものを除く。</p>										
<p>(2) (1)の規模を超える建築物の外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更で、いずれかの立面における変更部分の鉛直投影面積が右欄に掲げる規模を超えるもの</p>	<p>当該立面の鉛直投影面積の2分の1</p>										
<p>(3) 次に掲げる工作物（建築物を除く。以下同じ。）でその高さ又は面積が右欄に掲げる規模を超えるものの新設、増築（増築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。）、改築（改築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。）又は移転 ア さく、塀、擁壁その他これらに類する工作物（特定公共施設等供用工作物を除く。） イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物（特定公共施設等供用工作物並びに電気供給のための電線路及び有線電気通信のための線路の支持物に該当するものを除く。） ウ 風力発電設備 エ 煙突その他これらに類する工作物 オ 見物塔その他これらに類する工作物 カ 彫像、記念碑その他これらに類する工作物 キ 観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設 ク 自動車車庫の用に供する立体的な施設 ケ アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設 コ 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設 サ 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設 シ 太陽電池発電設備</p>	<p>次の表の左欄に掲げる工作物の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおり</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>アに掲げる工作物</td> <td>高さ5メートル</td> </tr> <tr> <td>イからエまでに掲げる工作物</td> <td>高さ10メートル （建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該工作物の高さが5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが10メートル）</td> </tr> <tr> <td>オに掲げる工作物</td> <td>高さ10メートル （建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該工作物の高さが5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが10メートル）</td> </tr> <tr> <td>カからサまでに掲げる工作物</td> <td>高さ10メートル又は 築造面積1,000平方メートル</td> </tr> <tr> <td>シに掲げる工作物</td> <td>高さ5メートル又は 築造面積1,000平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、増築又は改築にあっては、増築前又は改築前の工作物の規模が上記の規模を超える場合は、増築又は改築に係る築造面積の合計が10平方メートル以下のものを除く。</p>	アに掲げる工作物	高さ5メートル	イからエまでに掲げる工作物	高さ10メートル （建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該工作物の高さが5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが10メートル）	オに掲げる工作物	高さ10メートル （建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該工作物の高さが5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが10メートル）	カからサまでに掲げる工作物	高さ10メートル又は 築造面積1,000平方メートル	シに掲げる工作物	高さ5メートル又は 築造面積1,000平方メートル
アに掲げる工作物	高さ5メートル										
イからエまでに掲げる工作物	高さ10メートル （建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該工作物の高さが5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが10メートル）										
オに掲げる工作物	高さ10メートル （建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該工作物の高さが5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが10メートル）										
カからサまでに掲げる工作物	高さ10メートル又は 築造面積1,000平方メートル										
シに掲げる工作物	高さ5メートル又は 築造面積1,000平方メートル										
<p>(4) (3)の規模を超える工作物の外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更で、いずれかの立面における変更部分の鉛直投影面積が右欄に掲げる規模を超えるもの</p>	<p>当該立面の鉛直投影面積の2分の1</p>										
<p>(5) 開発行為で、当該行為に係る土地の面積又は当該行為に伴い生ずる法面、擁壁の高さが右欄に掲げる規模を超えるもの</p>	<p>土地の面積にあっては5,000平方メートル、法面、擁壁の高さにあっては5メートル</p>										

京極町における北海道景観条例に基づいた景観形成基準

対象行為	区分	景観形成の配慮事項	勧告・協議基準及び命令基準
建築物及び工作物	位置・配置	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置とすること。 (2) 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観資源に対して周辺からの眺望に配慮した位置・配置とすること。	勧告・協議基準 (1) 建築物等の位置・配置が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対する眺望を大きく遮る位置に建築物等を建設するとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地にあることにより、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害するとき。
	規模	(1) 地域の特性や周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、街並みや周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 (2) 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。 (3) 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並みのスカイラインを損なう高さとならないよう配慮すること。	勧告・協議基準 (1) 建築物等の規模が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対する眺望を大きく遮る規模で建築物等を建設するとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地に、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害する規模の建築物等を建設するとき。
	形態又は色彩その他の意匠（以下「形態意匠」という。）	(1) 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観との調和に配慮した形態意匠とすること。 (2) 全体としてまとまりのある形態意匠とすること。 (2) 四季を通じての周辺景観と調和する色彩を基調とするよう配慮することとし、けばけばしい色は使用しないこと。 (3) 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。 (4) オイルタンクや室外機など、建築物に附属する設備等は、可能な限り目立たない位置へ設置し、又は目隠しをする等の工夫をすること。	勧告・協議基準 (1) 建築物等の形態意匠が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 建築物等の外観にけばけばしい色彩を用いることにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (3) 建築物に附属する設備等を目立つ位置に設置し、又は露出させることにより、周辺景観が著しく阻害されると認められるとき。 命令基準 (1) 上記(2)の場合で、特に良好と認められる周辺景観を著しく阻害するとき。
	敷地の外構・その他	(1) 敷地内は、周辺環境との調和を図り、可能な限り修景を行うこと。特に、道路等の公共空間に面した空間は、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮すること。 (2) 敷地内の既存の樹木は可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。 (3) 堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和にも配慮すること。	勧告・協議基準 (1) 建築物等の敷地の外構が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 良好な景観の形成に重要な樹木を伐採することにより、周辺景観を著しく阻害するとき。
開発行為	位置	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置とすること。 (2) 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置とすること。	勧告・協議基準 (1) 開発行為の位置が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対する眺望に大きな影響を及ぼす位置で開発行為を行うとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地で、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害する開発行為を行うとき。
	規模	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 (2) 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。	勧告・協議基準 (1) 開発行為の規模が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対する眺望に大きな影響を及ぼす規模で開発行為を行うとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地で、当該景観を著しく阻害する規模の開発行為を行うとき。
	形状・緑化等	(1) 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観との調和に配慮した形状とすること。 (2) 開発区域内にある河川、水辺、表土等は可能な限り保全し、活用すること。 (3) 開発区域内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。	勧告・協議基準 (1) 開発行為の形状が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 河川、水辺、表土等を保全しないことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (3) 地域で親しまれている景観の保全に重要な樹木を伐採することにより、周辺景観を著しく阻害するとき。